

令和3年第10回坂町議会定例会

会 議 録 （第2号）

1. 招 集 年 月 日 令和3年9月1日（水）

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 （ 開 議 ） 令和3年9月2日（木）

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|                |                   |
|----------------|-------------------|
| 1番 向 田 清 一 君   | 2番 安 竹 正 君        |
| 3番 光 岡 美 里 君   | 4番 主 枝 幸 子 君      |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君 | 6番 柚 木 喬 君        |
| 7番 出 下 孝 君     | 8番 瀧 野 純 敏 君      |
| 9番 大 田 直 樹 君   | 10番 中 雅 洋 君       |
| 11番 中 川 ゆかり 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長         | 吉 田 隆 行 君   |
| 副 町 長       | 岡 村 恒 君     |
| 教 育 長       | 太 田 耕 樹 君   |
| 技 監         | 鈴 木 晃 君     |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君   |
| 総 務 部 長     | 中 村 政 愛 君   |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君 |
| 教 育 次 長     | 車 地 孝 幸 君   |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君   |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本 保 君     |
| 税 務 住 民 課 長 | 松 谷 展 裕 君   |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 本家正博君 |
| 都市計画課長     | 川上宏規君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 貞永隆佑君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                    |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                             |
| 日程第2 | 議案第47号 | 「令和2年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第3 | 議案第48号 | 「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第49号 | 「令和2年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第50号 | 「令和2年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第51号 | 「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 改めましておはようございます。

傍聴席の皆さん、ようこそおいでいただきました。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から12問の質問事項が通告をされております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には、要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問とさせていただきます。

4番主枝幸子議員から「学校における防災教育の取組について」質問願います。
主枝議員。

○4番(主枝幸子議員) 「学校における防災教育の取組について」お伺いします。

本年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流は、家屋の倒壊や多くの方の命と生活を奪いました。近年では毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、今後も、いつ、どこで、どのような災害が発生するか予測は極めて困難です。

町内の各学校では、防災意識や防災力を高めるなどの防災教育が進められ、令和3年度の坂町教育行政方針には「平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育を推進し、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するとともに、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進します。」との方針が示されました。

以上のことを踏まえて、次の内容についてお伺いします。

1、教育課程の中で、防災教育はどのような取扱いなのか。

2、町内の学校では、どのような防災教育を実践しているのか。

3、平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育をどのように推進するのか。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「学校における防災教育の取組について」についてお答えいたします。

防災教育は究極的には命を守ることを学ぶことではございますが、そのためには災害発生 の理屈を理解すること、社会と地域の実態を知ること、日常的な備え方や災害発生時の対処の仕方などを学ぶこと、そして、それらを子供たち自らが実践できるようにすることなどが求められています。

御質問1点目の、教育課程の中で、防災教育はどのような取扱いなのかにつきましては、防災教育は他の教科と同じく学習指導要領の枠内で行われていますが、防災教育という特定の教科があるわけではございません。様々な教科の中で防災の狙いに沿った要素を取り入れて防災教育が進められております。

例えば地域の安全に役立てるための一つの知識として、消防署や消防施設の在り方などを社会科で学び、自然災害の発生メカニズムを理科で、また、安全な行動を身につけさせるため、こういったときにけがをしやすいのか、そのためにどんなことに気をつけたらよいのかななどを体育や特別活動、安全指導の時間に学習しています。

御質問2点目の、町内の学校では、どのような防災教育を実践しているのかにつきましては、町内の小中学校では、各教科等で学習したことを踏まえ、主に総合的な学習の時間において、防災に係る内容を取り扱い、子供たちが課題を見つけ、探求的な学習を通して防災意識の向上及び自己の生き方を考えていく資質や能力の育成を目指しております。

具体的には、自分や家族、知人の命を守るための防災行動計画について、あらかじめ、いつ、誰が、何をするのか、避難開始のタイミングをどうするかなどについて家族で話し合い、考え、時系列に整理することで、逃げ遅れゼロを目指すためのマイ・タイムラインやハザードマップの作成、また、出前講座やゲストティーチャーによる体験的な学習活動など、より実践的で探求的な学びを展開しております。

御質問3点目の、平成30年7月豪雨災害の経験や教訓を生かした防災教育をどのように推進するのかにつきましては、本町における物理的資料や記憶資料を活用し、命の尊さや家族の絆、助け合いの大切さなどの経験や教訓を継承するとともに、いつ発生するか分からない災害に備えた避難訓練や防災教育などを積み重ね、子供たち自

らの命や家族の命を守るための知識と行動力を身につけさせることができる教育活動を継続してまいります。

今後も学校、家庭、地域、関係機関等が連携しつつ、生涯にわたる防災対応能力の基礎を育成するとともに、復興に向けて心身ともにたくましく生き抜く力を育む防災教育を推進してまいります。

御理解のほど、よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 町内の学校の防災教育の一部が新聞やテレビなどで紹介されていますが、具体的にはどのような取組をしているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤原学校教育課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

主には総合的な学習の時間を活用して、自分ごととして考える体験的な学習ができるような授業展開となるよう努めております。

例えば専門的な知識のある方を招聘しての防災マップづくり、また、大雨豪雨災害時の経験や教訓、それらを伝承するための紙芝居づくり、砂防ダムの見学、自衛隊の出前授業で専門性の高い方を招いての防災学習等、また、それらを発達段階に合わせて自助、共助、安全な社会づくりへの貢献を意識した取組を進めております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 工夫された教育をされていると感じました。

次に、町内の学校では防災週間や防災の日にどのような取組をしているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

坂町防災の日には、各校で追悼集会を実施いたしました。小屋浦小学校では坂町自然災害伝承公園のほうへ全校生徒で出向き、そちらで追悼集会を実施いたしました。

そのほかの学校につきましては、コロナ禍のため、集合での集会はかないませんが、放送で実施し、黙禱をささげました。

また、全国的な防災の日、9月1日並びに8月30日から9月5日までの防災週間には、各学校の実態に応じて様々取り組みました。例えば校長の講話、そして、マ

イ・タイムラインの持ち帰りによる家族での避難経路の確認等、そして、学校だよりによる啓発、防災新聞の作成、通学路の危険箇所の確認等、それぞれ実施いたしました。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 豪雨災害以外の自然災害を想定した訓練や学習を実施しているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 藤原課長。

○学校教育課長（藤原文代君） お答えいたします。

各校で火災、地震、津波等の避難訓練を計画的に実施しておりますし、あと学習においても計画的に実施しております。年間を通して計画的に行っております。

例えば理科であれば、地質や形状による災害の発生であるとか、それらについて地震、大雨、津波、土砂崩れ等について学びます。

また、社会の教科では、自然災害から暮らしを守るという単元の中で、火災、地震、津波、大雨等について学びます。

そのほか、中学校の保健体育では、自然災害による障害の防止という単元がございますので、そちらでは地震、台風、大雨、竜巻、火山噴火、そして、落雷や大雪等についても取り上げられており、様々学習しております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 学校の防災教育で、防災担当の環境防災課の立場で何かしていることがあればお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

環境防災課はこれまでに町内各小中学校に備蓄食糧の配布をいたしまして、試食をしていただいたり、防災ドリルなどの教材を配布しております。

また、坂町自然災害伝承公園内で子供たちが災害や避難について学べる施設を設置し、写真や映像を通じて災害の実態を伝えていくための現在作業のほうにとりかかっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 本町では大きな災害があり、多くの命が奪われ、悲しいこの出来事を風化させないためにも、今以上の防災教育を続けていただきたいと思います。答弁要りません。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「ヤングケアラーへの支援について」質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「ヤングケアラーへの支援について」お伺いします。

ヤングケアラーとは、一般には介護や障害や病気などでケアを要する家族がいる場合に、大人が担うようなケアや責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子供のことをいいます。

ヤングケアラーの子供たちは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題を抱える一方で、家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても、表面化しにくい構造となっていることが指摘されています。

厚生労働省において平成30年に実施されたヤングケアラーに関する実態調査によると、地方自治体での現状把握が不十分なことや、福祉機関の専門職等から介護力とみなされていること、ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子供がいても、子供自身や周囲の大人が気づくことができないことなどが明らかになっています。

そこで、ヤングケアラーとして様々な重責を引き受けている子供たちが健やかな成長と教育の機会を確保するためにも、本町においてもヤングケアラーの実態を把握し、対策を講じていく必要があると考えますが、町当局の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ヤングケアラーへの支援について」お答えをいたします。

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供、いわゆるヤングケアラーに関しましては、令和2年度に国が行った調査では、8割強の方がヤングケアラーという言葉自体を知らないとの回答からも、社会的に十分に認知されていない実態がうかがえます。

こうしたことから、町におきましては、小中学校の児童生徒、保護者を含め、保健、

福祉、教育関係者などに対し、ヤングケアラーの概念や支援対象としての認識を深めるための啓発や研修の機会を設けることが必要であると考えております。

また、今年度、地域の全ての子供、家庭の相談に対応することなどを目的に、民生課に設置をいたしました子ども家庭総合支援拠点におきましては、配置している支援員が積極的に保育園、こども園、小中学校に出向き、ヤングケアラーの事案も含め、支援が必要な子供や家庭の有無など実態把握を行い、必要な支援につなげるよう努めているところでございます。

なお、こうした活動により対応すべき事案を把握した際には、保健センター、地域包括支援センター、保育園、こども園、学校など、関係機関で情報を共有するとともに、各機関が連携し、様々な事案ごとに相談支援、学習支援など、必要となる福祉サービスや教育的な支援を提供する支援体制も構築をしており、こうした取組を通じて子供たちの健やかな成長と教育の機会を確保してまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 子ども家庭総合支援拠点で実態把握をされているとのこと、民生課に今年度の4月から新たに設置された子ども家庭支援の専門拠点ですが、そこについて伺いたいと思います。

保育園、こども園、小中学校に出向いて実態把握をされておられるとのことですが、町内の小中学校の教職員ですとか、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーも配置されているので、そういった専門職の方々とも協働されているのかなと考えます。

そこで、具体的にはどのような活動を通じてヤングケアラーの実態を把握されているのか、出向いてどのような活動をされているのかという具体的な内容をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

ヤングケアラーについては、町内にも潜在的にヤングケアラーの状態にある児童生徒がいるものという前提で活動しております。

そこで、子ども家庭支援員は定期的に学校、保育園等を訪問します。その中で、協

議というか、情報共有していくわけなんです、スクールソーシャルワーカー等にも一緒に出席していただいて、子供の状況を聞き取り、また、校長先生とか、保育園であれば園長先生にも聞き取りを行って、そういったヤングケアラーの状況にある児童生徒がおる場合には、すぐにそういった背景であったり、いろんな情報を収集して、また、園長先生なりスクールソーシャルワーカーなりに情報をフィードバックして、それからまた、ケース会議といいまして、細かい会議をして、その子供の支援につなげるように活動しております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 丁寧な聞き取りに基づいて活動されているという様子がよく分かりました。小中学校での取組については、ある程度、道筋がつくられていると感じます。

一方で、ヤングケアラーはおおむね18歳未満の子供たちとされていることから、中学校を卒業した後の高校生に相当する年齢の子供たちについての実態把握も大変重要であると考えます。この年代の子供たちへのアプローチはどのような活動を考えておられるかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） お答えします。

高校生以上の生徒につきましては、一般的に年下の兄弟の世話をしているというようなヤングケアラーについては中学校までに把握できていると考えられます。そういうことで、高校生になっても継続して支援をするというような形を取るようになると思います。

それで、一方、高校生以降にヤングケアラーになった生徒というのは、一般的に障害のある父母の世話とか、高齢の祖父母の世話というのが主になってくると思います。そういったことで、子ども家庭支援員と障害、介護の担当者のほうがしっかり連携を取りまして、介護や障害の新規認定申請のときには、そういった家族構成等もしっかりチェックして、高校生以下の子供がおる場合は、そういったことに陥らないかというのはチェックしていただいて、もしそういったことが疑われる場合には、子ども支援員のほうに連絡していただくと。その後も、再度、更新申請というのがあるんですが、そのときにも、その後、そういった状態になってないかというのをチェックしな

がら、高校生以上については対応していくような形になります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 様々にアプローチを考えておられて、今後の活動を期待したいと思います。

また、最初に答弁いただいたように、ヤングケアラーの実態に関する調査では、ヤングケアラーそのものを聞いたことがないというふうに回答した中高生が8割を超えていて、認知度が低いことが課題とされています。子供自身やその家族が、お手伝いではなく、過剰なケアの担い手にされているという認識を持てるためにも、坂町においても普及啓発が必要ではないかと考えます。今後の取組についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今、議員さんがおっしゃったとおり、8割強の方がヤングケアラーという言葉自体を知らないということでございます。ヤングケアラーについての理解を深め、必要な支援につなげるために、普及啓発を図り、社会的認知度の向上を図るというのが重要であるというふうに思います。

国においてもヤングケアラーへの支援については、来年度、令和4年度から3年間を集中取組期間というふうに位置づけまして、国のほうも社会的認知度の向上に努めていくというふうなことも聞いております。

町といたしましても、広報さかとかホームページで一般の町民の方にヤングケアラーのことを普及啓発していくとともに、児童生徒、また、保護者を含めてリーフレットを配布したり、それから、医療機関、保健福祉の関係者には会議をしとったり研修しとるような機会を通じて、こちらのほうから説明に伺って、ヤングケアラーについての普及啓発をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 普及啓発についても様々に考えておられるというところで、また今後期待していきたいと思います。

最初に、先ほど子ども家庭総合支援拠点での実態把握の活動をお聞きしましたが、この4月からの取組の中で、実際に把握された坂町の現状について、どのぐらいケースがあるかなど、現場についてお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 4月以降、子ども家庭支援員が活動いたしまして、つかんでおるケースについては、疑いではあるんですが、1件ございます。それについても、関係機関で連携して支援をして、そういったヤングケアラーの解消を図るように対応しているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 子ども家庭総合支援拠点が設置されて5か月ほどであろうと思いますが、ヤングケアラーと思われるケースを丁寧に発見して、今後の取組についても前向きに動いておられる様子が伝わってまいりました。

子供たちが適切な養育を受け、権利が奪われることなく、健やかな成長と教育や自由が保障されることは大変重要であると考えます。そのために子ども家庭総合支援拠点を中心に、各機関や地域のさらなる協働が期待されることと思いますので、最後に、今後への意気込みをお聞かせいただいて、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 今、子ども家庭総合支援拠点を中心にということでございます。子ども家庭総合支援拠点も実情把握ということに力を入れております。実情把握ということは、町長が常々申しております住民密着、地域密着というのを実践するものだというふうに考えております。実情把握というのはアウトリーチとも言われるんですが、相談を役場の中で待つのではなく、積極的に地域や、さっきも言いましたが、学校とか保育園に支援員が出向きまして情報収集いたします。そういったことで聞き取りなどを行って、支援の必要な、発達の遅れがあるとか、生活や子育てに困難を抱えてるといような家庭がございましたら、積極的に支援を行って、そういった状態を解消していくといようなことを行っていくように努めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「坂東環状線道路整備事業の進捗状況を聞く」について質問願います。

瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 「坂東環状線道路整備事業の進捗状況を聞く」の件で質問をいたします。

平成30年7月豪雨災害から3年が過ぎ、ようやく生活道路の整備が整いつつある中、総頭川1号線は迂回仮設道路の利用を余儀なくされている。地区住民の不便さは計り知れないものがある。都市再生整備計画事業の第3期計画として生活道路の整備を進めているさなか、豪雨災害に見舞われて現在に至っている。

とりわけ関連事業である坂東環状線道路は既存の町道にとって重要な役割を持っており、坂東地区の行き止まりの解消、道路ネットワークの改善、中でも坂東環状線が県道や町道総頭川1号線に接続されれば、自然災害時に避難活動を含め都市防災に多大なる役割を担うのではないか。

県道坂小屋浦線の完成が遅れる中、坂東環状線の道路整備は人口増加にもつながる重要な事業ではないのか。

当局に伺う。

坂東環状線道路はいつ頃完成するのか。

坂東環状線道路と県道の役割はどうか。

坂東環状線道路整備に係る多額の工事費用はどうするのか。

以上。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂東環状線道路整備事業の進捗状況を聞く」についてお答えをいたします。

坂東環状線は坂東二丁目坂八幡宮裏を起点とし、坂東四丁目寺参橋までを結ぶ延長1.5キロメートル、幅員6メートル、道路規格3種5級の道路で、平成27年度より事業に着手をいたしております。

御質問1点目の、坂東環状線道路はいつ頃完成するのかについてでございますが、坂東環状線の完成につきましては、社会状況にもよりますが、令和10年代の完成を予定をいたしております。

御質問2点目の、坂東環状線道路と県道の役割はどうなるについてでございますが、環状線、県道のいずれも町内の道路網の骨格として位置づけており、特に坂東環状線については、中村地区、勿条地区、浜宮地区における通学路からの通勤車両等の迂回路としての役割を整備目的としております。

御質問3点目の、坂東環状線道路整備に係る多額の工事費用はどうするについてでございますが、国の交付金事業である社会資本整備総合交付金を活用し、全体事業費

20億円のうち、補助率55%に当たる11億円を国から、残りの9億円を町が支出することとし、町の財政負担を極力抑制するようにいたしております。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 町長、さっき完成が、町長が言った話は10年代とお聞きしました。今、令和3年でございます。10年代いうたら令和19年までが10年代よね。その辺もうちょっとやはりどの辺かと。やはり20億円を使うけど、今までに26年度から、実質で23年度からですね、それで27年度から工事にかかっている中で、もう大方中村地区も勿条地区の下部ですね、下も大分できてきとる。そしたらあとは上のほうだけだから、本当を言えば、この20億円は全部使えるはずなんですよね、今の環状線に。そうじゃないですか。その辺をはっきり聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、完成年度の令和10年代についてでございますけども、まだこちらの環状線の事業のほうは、全体5工区までございますけども、全ての用地のほうの買収がまだ終わっておらず、現在、進行中でございます。

そういったことから、今、用地の取得がまだ見込めていない中で、全体の工程というのはなかなか難しい状況にあるということと、事業費の関係もございます。1年間に国のほうから交付いただける事業費についてですけども、こちらのほうも現在は約3,000万円程度の事業費を頂いておるわけですけども、こちらのほうがやはり社会状況によりまして、どの程度、本当に要るときに大きく頂かないといけないわけですけども、そこらがちょっと今の社会状況では見えないというところもありますので、完成年度のほうは、今のところは10年代としかちょっと明言ができないというような状況であることを御理解いただけたらと思います。

それから、二つ目に工事についてなんですけども、工事も全体の工事費をもちろん抑制する必要がございます。それに当たりましては、やはり坂東環状線、山間部を、位置、この場所を通ることもございまして、切土と盛土、いわゆる土が発生するところと、土を必要とするところがございます。そういった切り盛りのバランスも考えて施工していかないとはいけませんので、そういったことを考えて、今、施工計画を立てておる段階でございますので、今、例えば1工区、八幡さんの裏のほうとか、大分用

地の取得は終わってるんですけども、そこらですぐに着工できないというのは、そういったことの全体の工費をにらんで計画しているということを御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） その辺でいいと思います。

ですが、2番目の環状線と県道の役割なんですけど、これ、僕は役割を言ったんじやが、町長は先ほど何も言うてくれんかったんよね。何も言うてもらえませんでした、さっきは。だからはっきり言いましょう。これはもうほかはどういうふうにしたところで、今できよる寺参橋がありますね。寺参橋からこの環状線につなぐ間には県道、恐らく県道は20年以上できん、これは17年でできるんだから、どっちになるかは分からんけど、あの接続部分、要するに県道と環状線の役割分担、それと同様にすれば、あそこを高架にするのか、それぐらいは聞かせてもらえませんか。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

寺参橋から先の部分のことだと思いますが、あそこは県道坂小屋浦線の2工区ということで、本年度から県のほうからは事業に着手するというふうに伺っております。現在は用地等の取得がちょっとまだできておりません。こちらの坂東環状線につきましても、県道とちょうど同一の土地所有者の方もいらっしゃいます。その区分を町道部分と県道部分ということで明確にはっきりさせないといけないということもございまして、もし用地を取得するんであれば、そこらあたりをまず先に取得していただけないかということも県のほうに働きかけております。

そういったことから、2工区の荒神橋から先の県道の事業が認可されて進んでいけば、そこにうまく寺参橋から接続できるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 先ほど道路、3番目ですね、多額の費用がかかります。ですが、20億円で使ってくれるのはいいんじゃないけど、まず聞きたいのは、県道の場合も、あの高架は1工区、1工区は何年後にはできるという話じゃけど、だけどあのときも高架だけで20億円言いよったんですね。今、20億円かそこらだから倍ぐらいかかる

でしょ。そしたら、この環状線にしても、20億円かかりますよいうたけど、それは町長、10年先なら分かるけど、最初に言ってた十五、六年先になれば、本当に20億円でできるのか。その辺を一遍聞かせてみてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

議員がおっしゃられるように、最近、災害工事でもそうですけども、物価の高騰、あるいは労務費の高騰等がございます。そこらあたりが増加傾向にあるかどうかというのは、10年後なり先はちょっと見込めない状況ではございます。事業費のほうもそれに伴いまして、社会的な状況で変動することもございます。

ただ、事業を行う町といたしましては、先ほども申しましたように、例えば建設発生土の処分につきまして、極力場内で再利用するなどして、処分量を、いわゆる外へ持ち出す量を減らすことで、公費のほうを削減したり、あるいは、町内はやはりまだ狭小な道も多くございます。そういったことから、極力、今の寺参橋の方面から作業に入るなどして、大きな工事車両が、今、せっかく明神川のほうまで入れるようになっておりますので、こういった部分を活用して、大きな機械でやれば、小型の機械でやるよりは施工費のほうも安くなってまいります。そういった努力をしながら、全体公費を何とか縮減、あるいは維持したいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 理由づけは何にしたところで、やはりこの道路が役に立つから立たんか。まず、26年度に、ここに私も、23年度にいうて、26年度に町長からお聞きした書類を持っていますけど、それでやれば、あのときに僕が言ったのは、生きとるうちにできるかのといったら、四、五年でしょうねと言われました。だけど、それは関係なしにしても、この道路の役割というのは、まず、今、堰堤がありますよね、完成した。堰堤まで、特に中村の明神川堰堤なんかは、これができれば、随分、道路事情、それから今度は、それから左側の八幡さんの上、それから勿条の上、この辺も防災に関してもすごく役立つんですね。そのためにも早くやること。そのためには、やはり10年でなく、その辺を本当にやるのであれば、急いでやる。もう少し金を出してでもやる心意気を町長に聞かせてもらいたい。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 早く完成させたいのは我々も一緒でございます。今、担当課長のほうからもいろいろ答弁をさせていただきましたけれども、今、進めておるのは、まずは用地を早く確保しようと、全線をですね。それに、今、力を入れておるところであります。予算も3千万円、4千万円とかいうオーダーがありましたけれども、用地であるので、山の用地であるので、結構、そのオーダーでも取得はできるわけでありまして、今、それを先にまずやっつけよう。そして、その後に、用地が確保できた暁には、工事のほうに本格的に入っつけよう。また、これも先ほど申しましたように、社会情勢の変化等もございませぬけれども、国の支援を頂くわけでありませぬので、そこらにつきましても、詳しいことはなかなか、今、申すことができませんけれども、るる検討しながら、早く完成できるような方策をいろいろ取っつけたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「さらなる防災対策事業の整備計画について」質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「さらなる防災対策事業の整備計画について」お伺いいたします。

平成30年7月の豪雨災害は100年に一度の豪雨災害と言われてはいますが、今後は100年サイクルではなく、毎年豪雨に見舞われることを想定しなければなりません。

そうした中、平成30年7月豪雨災害から3年が経過し、町内での災害復旧整備は順調に進められていると感じております。

しかしながら、災害復旧は県などでは原形復旧とされてはおりますが、河川においては川幅などさらなる整備が必要と思われませぬ。

また、いまだブルーシートに覆われた急傾斜地付近に住む住民の皆さんは、豪雨により避難指示が発令されるたびに不安な日々を過ごしておられ、早期対策が望まれてはおります。

おおむね完成した砂防堰堤により徐々に安心が得られてはおりますが、河川などの復旧整備後のさらなる整備事業について、どのような計画で進めていくのかお伺いいたし

ます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「さらなる防災対策事業の整備計画について」お答えをいたします。

御質問の、災害復旧事業後のさらなる整備について、どのような計画で進めていくのかについてでございますが、まず、河川の川幅等の整備については、下流側の川幅、地形や川沿いの土地利用状況等を踏まえた上で、下流側から上流側に向けて川幅を広げていく必要がありますが、河川沿いの人家の立地状況や整備区間の長大化に伴う施工期間等を考えると、現実的ではないと考えております。

次に、急傾斜地への対策でございますが、町から県へ要望を行った結果、小屋浦二丁目の西谷A地区、三丁目の向田北地区について、県が今後新たに急傾斜地崩壊対策事業を実施することになっております。

また、災害復旧事業が完了した後の整備についてでございますが、現時点では県が砂防工事等の際に設置した工事用道路、管理用道路を利用した町道整備等について、本年度より測量・調査を進めることといたしております。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この川幅の件なんですけど、今、原形復旧された部分で、狭い部分を川幅を広げていただきたいという町民からの要望が私のほうに寄せられております。この件に対して、今後、長大化に伴う施工期間を考えると、現実的ではないという御返答ですが、この点、もっと真剣に考えていただいて、前向きに検討いただきたいと思うんですが、この返答ではちょっと町民の理解が得られないと思うので、もう一度、町長、どのようにお考えかお伺いしたいんですが、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

少し川幅を広げることについて御説明させていただきます。

川幅につきましては、NEXCOさんの広島呉道路より上流側のところの相伴川につきまして、川幅が狭いということは承知いたしております。ただ、川の整備におきましては、さっきも町長の答弁のほうにございましたけども、下流側からやはり上流側を見て整備いたさないと、上流側だけを広げましても、そこは確かに広がって流れ

ますけども、また下流側のほうで水のほうがふん詰まるというような状況も見受けられます。そういったことから、河川では下流側から整備するのが一般的な整備の手法になっております。

そういった中で、今、上流側の大伴川のほうを見ますと、確かに川幅については狭いというのは認識しておるんですけども、こちらは逆にいわゆる河川の勾配、高さの差が急峻で、地形が急峻でございますから、それに沿って川の勾配も急になっております。したがって、川の水としましては、断面とその勾配等を考えると、かなりの流量を下流側のほうに流すことができるような状況になっております。

したがって、現時点の中では下流等の状況を考えて、今、整備を全川にわたってするというのはちょっと現実的じゃないんかというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） そういうことで、現実的ではないということなんですが、これは時間もかかるかと思うんですが、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

その次に、激特事業が、今、支川1-2、1-5が工事がこれから始まるとうとしております。これにつながる西山川の川の護岸の整備はどのように考えておられるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先ほどの議員がおっしゃられました西山川の整備につきましては、広島県のほうで、議員がおっしゃられるように、いわゆる激特事業のほうで溪流保全工の整備をされる計画というふうに伺っております。

ただ、今時点、用地の取得中でございまして、そこらあたり、土地所有者の方の御理解が得られれば、既存の護岸がございまして、下流側にその護岸がございまして、そこまでの間を接続いただけるというふうに県のほうからは伺っておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） この護岸は全部県のほうでやられるのか、それとも町が一部

やらなきゃいけない部分もあるのか、その辺、ちょっと分かればお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

砂防事業で行われますので、砂防設備として県のほうで全て整備されるということ
でございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正義議員） 続いて、今現在、急傾斜地、ブルーシートがかかったま
まになっておりますけども、このブルーシートのかかっている場所、全て町は把握されて
いると思うんですが、何か所あって、県が向田と西谷A地区、この2か所だけなんで
すが、あと残りの小さいブルーシートがかかっている部分について、どのようにされ
ていくのか。それで、この小屋浦西A地区と向田地区、この部分について、いつ頃か
ら着工されるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

斜面のブルーシートが張られている箇所につきましては、さっきも申しましたが、
二丁目の西谷A地区と三丁目の向田北地区につきましては、県のほうで急傾斜事業と
して御採択いただけるというふうに伺っております。

残りの箇所につきましては、ブルーシートが張ってある箇所について、急傾斜事業
で実施ができるかどうか、こちらは町の事業になりますけども、そこらの採択基準等
も含めて、採択でいけるものであれば、今現在、急傾斜事業については、30年災害
で被害を受けた箇所の隣接斜面を、今、整備しておるところでございます。少し時間
はかかるかも分かりませんが、そういった中で対応のほうを考えていければとい
うふうに思っております。

もう一つ、県の計画にのりました2か所についての着手時期ですけども、今のとこ
ろは、令和3年から向こう5年間の中で着手いただけるというふうには伺っておりま
すが、ちょっと具体的に何年からというのはまだ県のほうから示されておきませんの
で、またそのあたりは情報収集に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「コロナ禍におけるスポーツ・文

化活動の振興について」質問願います。

中川議員。

- 11番（中川ゆかり議員） 「コロナ禍におけるスポーツ・文化活動の振興について」の件をお伺いします。

本年度、第5次長期総合計画が策定され、施策の基本目標が示されました。生涯学習におかれましても、施策を取り巻く状況、10年後の目標像、施策を進める上での課題、取組の方向と具体的施策など推進に向けた取組が示されました。

しかしながら、昨年より続くコロナ感染症拡大により、文化・スポーツ施設の閉鎖や各種教室やスポーツ大会、行事の開催が中止せざるを得ない状況の中で、今後、コロナ禍が続く中での推進を行う上では、スポーツや文化活動の在り方についての手法や工夫を必要とする時期に来ているのではないのでしょうか。現在の状況を含め、町当局の考えを伺います。

- 議長（川本英輔議員） 太田教育長。

- 教育長（太田耕樹君） 「コロナ禍におけるスポーツ・文化活動の振興について」お答えいたします。

昨年1月に日本初の新型コロナウイルス感染が確認されてから1年半が経過いたしました。いまだに収束することなく、過去最多の感染者数を更新するなど、日本のみならず世界的に大きな影響を与えています。

坂町では、悠々健康ウォーキング大会をはじめ、広島ベイマラソン大会、町制施行70周年記念行事で予定していたNHKのど自慢など、多くの行事やイベントの中止を余儀なくされました。

御質問の、今後、コロナ禍が続く中でのスポーツや文化活動の在り方についての手法など、工夫する必要があるのではないかについてでございますが、昨年のコロナ禍の中でも比較的参加人数が少なく、感染リスクが低い講座や、座席数を制限することで開催できる屋内イベントにつきましては、広島県が示す対策方針を踏まえ、坂町新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した対策方針に基づき、感染防止対策を講じた上で開催いたしました。

今後も、感染状況等の変化に応じてさらなる強化や緩和など、柔軟に対応するとともに、ウェブによる開催など、安全で安心できる新たな時代の多様なイベント展開について検討してまいります。

しかしながら、全国的にデルタ株への置き換わりが進むにつれ、さらに感染の拡大が懸念されています。何よりも町民の皆様への命と健康を守ることを最優先に考え、必要な対策は躊躇なく実行する本町の方針の下、事務局及び実行委員会等で協議を十分に重ね、慎重に判断してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 答弁によりますと、坂町の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されているようですが、いつ頃設置されて、メンバー等の選定はどのようにされているのか、活動についてもお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 坂町新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の件でお答えいたします。

当該本部員会議は令和2年2月25日に町長を本部長として設置いたしました。構成員は町長、副町長、教育長、技監、ことしから情報政策官、総務部長、教育次長、総務課長と事務局長が民生部長で9名となっております。

会議につきましては、同年2月27日から毎週月曜日に開催いたしております。また、緊急を要するときには、本部長が臨時で部員を招集し、案件によっては1日に複数回開催することもございます。

協議内容でございますが、月曜日の定例会では、県内の感染状況、坂町の状況及び対応の確認、ワクチンの接種状況や各部のコロナ関連の施策、例えばマスク配布の状況であるとか、企業支援の申請状況、また、公園の開放状況、教育委員会においては、学校生活についてや各施設の利用、行事等、各部の施策の進捗状況の共有を図っております。

また、国による緊急事態宣言や蔓延防止等重点措置及び広島県独自の感染拡大警戒宣言や感染拡大集中対策等が検討されているときには、対策期間前に臨時会を開催し、それに伴う町有施設の利用制限であるとか各種事業の開催の可否など、坂町の対応について協議を行っております。

町民の皆様への周知でございますが、行政防災無線や町ホームページなどでお知らせをいたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 今、御説明でしっかり協議していただいているんだなということがよく分かりました。これからもお願いします。

次に、昨年より続く行事の中止や公共施設の閉鎖の中で、そこに関わる職員はどのような業務をされているのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

閉鎖に伴う利用料の還付手続のほか、もちろん窓口を開けておりますので、電話応対等のこともやっております。また、施設の消毒や清掃作業などを行っております。

また、ワクチン接種時には会場係としての業務を行ったり、あと今のそういったコロナの関係で多忙なところにも職員が行って応援等をしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） そうですね。今のうちに施設の整備など、今までできなかったことを、イベントなど中止の予算なんかを振り分けて、きちっと整備していただければいいなと思います。

次に、施設利用についてお聞きします。

5月の緊急事態宣言発令では、屋内施設は閉鎖されましたが、屋外は利用可能となっていました。8月3日に発令された県独自の集中対策では、町独自に屋内、屋外ともに10館に規制を設け、利用が可能となっています。

17日に蔓延防止等重点措置、27日に緊急事態宣言が発令されました。ともに屋内閉鎖、屋外は集中対策と同等に規制を設けて利用可能となっていました。

5月の宣言下では、県大会につながる大会を控えている団体の屋外施設のみの利用でしたが、次からの措置では、屋外も規制され、何か一貫性がないように思えました。屋外スポーツと屋内スポーツとの利用に関して、平等性に配慮したとも考えられますが、活動できるものに関しては活動すべきだと思います。県大会に配慮するのであれば、県大会が終わった時点から翌年の来年度の大会への取組は既に始まっております。それに、現在、公園などで屋外を利用したスポーツを楽しんでおられる団体もあるので、屋外はこれまでどおり開放してもよいと考えます。

屋内競技についても、感染予防への十分な配慮と活動の両立に取り組んでいけるよ

う、町独自に熟慮していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

本年5月に発出されました緊急事態宣言のときには、屋内は閉館し、屋外につきましても町内団体のみ開放いたしました。中学校のクラブ活動であるとかスポーツ少年団につきましても、上位につながる公式試合に限り、町外団体の試合であっても使用可能とさせていただきます。

こちらにつきましては、たまたま今回なかったですけれども、今回、もしあれば、そういう上位につながる大会であれば使用可能ということでやっておりましたが、今回はなかったので、ごさいませんでしたけれども、そのような同等の対応をいたしております。

また、施設の利用制限につきましては、こちらも案を出して、先ほど民生部長のほうで申しましたように、坂町新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の中で決定をさせていただいておりますが、こちらにつきましても、できるだけ町民の皆さんに利用していただけるように、また、子供たちの活躍の場を確保できるようにという考えの下で協議をさせていただいております。

反面、町の貸出施設の中で絶対に感染者を出してはいけないという強い思いもございしますので、例えば今、変異株が感染の主流となってきている中で、爆発的に感染者が増えてるということを考えれば、どうしても強く制限をかけていかなければいけないこともあるということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 安全・安心が一番大事だということは重々承知しております。今のちょっと答弁をお伺いして、先ほども申し上げましたが、目先の大会、大きな大会がある、その事前だけじゃなくて、それが終わった時点で、翌年のそういう大会はもう既に競技をする人の中では始まっているということを十分に理解をさせていただきたいなというふうに思いました。

次の質問に行きます。

屋内等の小規模事業は、答弁にもありましたとおり、工夫されておりました。参加者からもよかったよという声を私も聞きました。

今後は感染状況の変化に応じた新たな時代の多様なイベント展開について検討されるということですが、中止せざるを得ない行事を小規模に行えないか考えてみました。現在、感染症対策に対する3密の防止や在宅勤務など、新しい生活様式と向き合うことから、日常的な運動不足に陥りやすくなっております。身体活動や社会参加の機会の減少によって、感染予防にとって重要な免疫力の低下やストレスの蓄積など、身体や精神的な健康を脅かす健康2次被害が懸念されております。意識的にスポーツや運動に取り組むことは健康維持や増進、ストレス解消、自己免疫力の向上に役立ち、健康2次被害の予防になると考えられるところから、例えば悠々ウオーキングなどは地域住民協やスポーツ推進委員等に協力していただいて、地域ごとに日程などを決めて行うなど、スポーツの推進と地域コミュニティーの活動にもつなげる方法です。従来どおりにはできないけれど、安全・安心を確保しながらできる範囲で続けることが、いずれコロナ終息後の活性にもつながるのではないのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

御提案いただきありがとうございます。

昨年度につきましては、おっしゃったように、各種行事等が中止になる中で、比較的参加者の少ない講座、こちらにつきましては、親子ふれあい水泳教室でありますとか、けん玉教室など、感染対策を十分に行った上で開催をいたしました。

しかしながら、開催途中で緊急事態宣言が発出されたものについては、親子体操教室であるとか、私の坂町という展示の文化系のものでございましたけども、そちらにつきましては、開催途中で打ち切り等の措置を取らせていただいたものもございます。

御提案の悠々ウオーキングなど、地域に出向いて地域ごとに開催するということがございますが、こちらに、今、頂いた案を、今ここで私のほうがそうさせていただきますとはなかなかちょっと言えませんが、今後の実行委員会とか事務局など関係団体と協議させていただく中で、コロナ禍で取り組んでいくものの中の一つの参考案とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） これから活動できるように、行事が行えるようにいろいろ協議していただきたいなというふうに思います。

もう一つあります。バイマラソンのような全国規模のイベントは中止せざるを得ないのが現状です。参加を楽しみにしている方々にとっては、パフォーマンスを発揮する場や目標を失ったり、残念に感じている人も多いと思います。現在もSNS等で発信されていますし、答弁にもウェブによる開催など、安全で安心できる新たな時代の多様なイベント展開について検討というふうにありましたが、その場合、ドローンなどを活用した動画による方法で坂町の自然豊かなコースの中を走る、または歩くなどの疑似体験ができるような発信や、文化面ではオンラインライブ配信で楽しんでいただくのもよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

最近では、今、言われたように、ドローンがいろいろな活用の方法が取り上げられておりまして、間違いなく今後の主流になっていくものと思われまます。これがまた実際に坂町の行事においてどのように取り入れていけるものなのか等につきましては、また専門家の話を聞いたり、今年度来られた情報政策官とも協議をしながら、勉強していかなければいけないなというふうに感じております。

また、教育長の答弁にもございましたように、今後、イベントなどについては、ウェブによる開催とか、ライブの配信などを取り入れていくことも検討していかなければいけませんけども、また、こういう発信だけではなく、受け手側のこともございますので、こちらのほうについても十分考慮して、自己満足にならないようなことでしていかなければいけないなというふうに感じております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は11時25分とさせていただきます。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時25分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「被災から3年経過後の復旧・復興について」質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「被災から3年経過後の復旧・復興について」の件で質問させていただきます。

平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プランにおいては、令和5年度までの5年間とされております。

直近の情報では、小屋浦の被災者が3年間の思いを語るアンケートが7月5日の中国新聞に掲載されました。81%に当たる122人からの回答があり、対面式で実施したとのことでございます。精度が高いと私は感じております。

主なアンケート内容は、心身の回復について9割の人がなお不調であるとの調査内容、行政に最も取り組んでほしいこととして、スーパーや医院の誘致を求めるを7割の人が、町内循環バス対策充実、更地の解消に向けた取組を望む声も計1割弱あるとの結果報告でした。

おのおのについてそれぞれ議員から質問し、答弁いただいた経緯がありますが、このアンケート結果について、行政はどのように受け止めておられるのでしょうか。

また、被災から3年が経過した今、復旧・復興プラン4年目、5年目の対応をお聞きします。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「被災から3年経過後の復旧・復興について」お答えをいたします。

平成30年7月豪雨から3年余りが経過をいたしました。被災された方の中には、現在も心身に不調を来しておられる方や不安を感じておられる方がいらっしゃることは認識をしているところであり、保健師、坂町地域支え合いセンター及び各関係機関と連携した被災者の心に寄り添った見守りや相談支援、心のケアなどに取り組んでいるところでございます。

また、アンケートにもございました被災後の様々な地域課題や要望等につきましては、発災直後から議員の皆様のご定例会質問等を通じて、町としての考え方や対処方針などをお示しをさせていただいているところでございます。

復旧・復興プランの4年目、5年目の対応につきましては、これまでに引き続いて着実に取組を進めていく所存であり、被災した道路、河川等につきましては、早期の

復旧に努めるとともに、砂防堰堤等の防災施設の整備をより一層促進をしてまいります。

さらに、河川監視カメラの運用による監視体制の強化や、坂町自然災害伝承公園を活用した幼少期からの防災教育や災害を風化させない取組なども進めてまいります。

また、引き続き、被災者の心に寄り添った心のケアにも注力してまいりたいと考えております。

現在、復旧・復興を進める中、コロナ禍という新たな困難に直面をしているところでございますが、一日も早く元の生活を取り戻し、被災前よりも安全で安心なまちとすべく、全身全霊で邁進をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと最初に問い合わせたこういうふうな生のアンケートの結果が出ているのに、このことを尊重し、反省すべきだと思ってしまうんですが、町長、これ、私、質問状に書いたとおり、町の全体としてどのように思うかいうことをまずは伺いたいんですけども、要は今までの3年間は議会通じて考え方、対処方法を示しているとの回答があったんですが、私は意外と被災者に寄り添う民事的な対策は打たれてないという思いがあるんですね。だから、町長、これ、私、町長がどのように思われているかいうことをまずはお聞きしたいと思うんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） あらゆる面においていろいろな要望等も伺っております。それにつきまして、可能な限り対処はさせていただいておるつもりでございます。

ただ、現状で復旧・復興の状況等々を鑑み、なかなか実現に至っていないものもございまして。やはり理想と現実というものがうまくかみ合わない、そういう状況、これは災害がもたらしたものでございますけれども、そういうところについては、これから復旧・復興とともに進めていくというふうなことはこれまでも答えさせていただいておるところでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） アンケートの中身で、心身の状況の項目の原因に、よく眠れないとか気分が沈みがちというのが上位を占めておるんですね。その理由として、答弁ありましたのは、保健師とか地域支え合いセンターで取り組んでいるという答弁が

あったんですが、この眠れないという理由が、地域の活気がないとか、戻らないとかいうことが半数の人が占めてるんですね。だから、私はこれは3年間、行政が何もやってくれてないことの苦情に思えるんですが、このことをどう思われますか、担当部署かどうか伺います。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えします。

地域支え合いセンターとともに保健師、各関係機関と連携をして被災者の支援に当たっているところでございます。

年度当初、今年度ですけれども、支え合いセンターの拠点を2拠点から1拠点に変更いたしました。このときに約100名ぐらいのまだ被災者の継続的な支援が必要でございました。7月現在でございますけれども、この継続的な支援というものは53件に減っております。これはなぜ減っているのかというところでございますが、やはり、先ほど申しましたように、保健師が個別に訪問し、お話をお伺いする。しっかりとお伺いしながら、それをまた関係機関につなげていく。それと、支え合いセンターにつきましても、コロナ禍ではございますが、できる限りお電話でのお伺いとか、できるところは御訪問させていただきながら、また、来ていただくこともあろうかと思えますけど、そういったことを取り組んだ結果、今現在、100件から53件に対象者が減っているというところであると思えます。

それとあと、災害だけでなく、今はコロナということがございまして、そういったことでも、小屋浦地区等に限らず、各地域、少しずつ活気がなくなっているということはこちらも感じているところではございます。ここをしっかりとコロナ禍の中でもどのように取り組むかということも考えながら、被災者の方も含めて、これからも取り組んでいくことが必要と考えて、今、取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） ちょっと一部質問の中に加えましたけれども、例えば医院の誘致については、過去、いろいろと議員からの質問はなかったような感じはするんですが、これが町長答弁にあるんだけど、やっぱり四、五年の間に引き続いて着実に取組を進めていくというふうな範疇に入っているんでしょうかね。具体的に何か動きいう

のをされているんですかね、伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これは災害以前からの懸案でもございます。それまでには小屋浦にもクリニックがございました。なぜかクリニックのお医者さんが開業を停止をされて、勤務医として別の地域のほうに勤務されておるといような状況もございます。

そういう中で、そういう事案が発生して以降、地元の方々からもお医者さんがやっぱり必要だといようなことを受けまして、私も県の関係者、あるいは病院の関係者等にもいろいろ働きかけをしてきてはこれまでもおります。ただ、現実にもその中でまたそういう災害という状況もあり、また、いわゆる患者さんと申しましょか、利用される方の状況等も勘案をされて、なかなか医師の招致が実現していないという状況ではございますが、先般も何かの機会に少しお話をさせていただきましたけども、今後、災害復旧・復興が進む中で、一つの地区のエリアだけではなく、町外も含めた形で、やはり多くの患者さんが来ていただけるような状況を先につくっていくことが、今、申されたようなことの実現にもつながってくるんだという思いで、今、懸命に復旧・復興に努めておるところでございますので、御理解よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 医院の誘致はなかなか難しいとは思いますが、そういうアンケートの結果があるということだけ知っていただいて、長い目で見て、そういう県の関係機関に訴えていただきたいと思います。

それから、更地の解消ということについては、以前もちょっと、私、議会でいろいろとお願いしたりしたんですが、手つかずの状態になっているんですよ。

これは復旧・復興プランと連動して、第2期坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略があるんですが、これ、同期してやっているよということがあるんですけども、そこにはこのように書いてあるんですね。

小屋浦地区の定住促進のために、住居跡地の活用の促進、いわゆる更地の活用促進をすると約束されてるんですね。だから、これも長い目で見て、やっぱりある程度、対処していただきたいと思うんですが、このことを今後どのように進める考えなのかをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

更地につきましては、まず、第一義的に地権者さんの御意向が一番優先されるものと認識をいたしております。町といたしましては、そういった地権者の方から御相談があれば、親身になって対応させていただきたいと考えておりますし、空き家バンク等を通じて市場に流通させるようなことも取組としては考えられますので、まずは地権者さんの御意向を尊重させていただきたいというのが町の考えでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 最後の質問です。

4年目、5年目の対応については、先ほども答弁ありました、着実に取組を進めていくという答弁がございましたんですが、やはり復興プランとまち・ひと・しごと総合戦略、これが同期してるわけで、ここの中に物すごくいいことが書いてあるんです。何か期待されることが書いてあるんですね。これは皆さん知っていることで、小規模自治体であるゆえのよさを生かして、住民ニーズをきめ細かく捉え、均衡ある地域の発展のため実行していきたいというてあるんですよね。これ、町長、絵に描いた餅にならんように、しっかりそれは職員も認識しながらやっていかないと、これはそのままになっちゃう可能性があるんで、その辺の気持ちを明示してください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 絵に描いた餅は私の専売特許でありますので、ひとつよろしく願いいたします。

今、申されたように、長期総合計画の中にもいろいろ盛り込んでおります。私のいつも申しておると申しましょうか、私の町政を担当する心情といたしまして、地域密着、住民密着を進めていくということが、小さくても特徴のある行政サービス、特徴のある、大きな自治体にはできないそういうサービスを提供していくことが、坂町が坂町として生き残っていくための一つの施策だということで取り組んでおるわけでありまして、事例につきましても、るるいろいろとございます。例えば町民の方から地域の環境改善、あるいはまた、住民協さんからもそういう御要望が出ます。そういうことにも早く対応していき、そして、できるものは可能な限り実施をしていくと。そういう取組等もその一環だと思いますし、例えば分かりやすく言いますと、昨年ですか、このコロナ禍の中でマスクを一応配布をさせていただきました。これも当初は地域に出向きまして、職員も地域の方と顔を合わせながら、そういうマスクの配布をし

ていくと、顔を知ってもらおうというようなことで、そういうことにも取り組んできております。

話をすれば、るるいろいろとあるんですけども、そういう形で、これからもまちづくりに一生懸命、住民協の皆様、あるいは住民の皆様と二人三脚、議会の皆様にも御理解いただきながらまちづくりを進めていきたいと、そういう信念でこれからも取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「ベイサイドビーチ坂物販施設等の整備で坂町のシンボル施設に」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「ベイサイドビーチ坂物販施設等の整備で坂町のシンボル施設に」の件で質問いたします。

ベイサイドビーチ坂の海水浴シーズンが終わりました。いよいよ物販施設等の整備計画が本格的にスタートします。8月19日、テナントとして誘致する国内最大手アウトドアメーカー株式会社モンベルとの連携に関する包括協定を締結しました。物販施設等の実施設計も進められており、この秋には建設に着手されると聞いています。年度内には施設は完成し、来年の海水浴シーズンには開店となるのでしょうか。ただ、飲食テナントは交渉中で未定ということであり、施設全体の構成等もまだ検討中とのこと。

また、ベイサイドビーチ坂全体の管理についても、県から町が委託を受け、管理できるようにするとのことですが、その後はどうなっているのでしょうか。

直接的に町が管理するわけにはいかず、どこかの団体や業者に管理委託をする必要があると思われます。

有料か無料かの駐車場問題や海水浴やオフシーズンの利用方法、また、長いビーチ全体としての有効活用等、詰めなければならないことが多くあるはずで、急がなければなりません。

ベイサイドビーチは坂町のシンボル施設、観光拠点としてのにぎわい創出、交流人口の増大、地元商工業・農業・漁業振興、地元住民を巻き込んだ地域活性化等を図る必要があります、まちぐるみで真剣に考え、取り組むことが必要ではないでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂物販施設等の整備で坂町のシンボル施設に」についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂物販施設等の整備につきましては、現在、施設の詳細設計を行っているところでございますが、飲食テナントとの誘致に日数を要しており、年度内としている施設の完成がずれ込む可能性がございます。

一方で、施設のオープン時期については、明年の海開きに間に合わせるよう取り組んでいるところでございます。

また、ベイサイドビーチ坂に関する県からの事務委託についてですが、来年度から事務委託が開始できるよう、県からの事務委託範囲等の内容調整を進めております。

次に、ベイサイドビーチ坂を坂町のシンボル施設、観光拠点として地元住民を巻き込んだ地域活性化の取組につきましては、平成28年度に一般公募による住民代表や地元住民福祉協議会、広島安芸商工会、ビーチスポーツ団体、PTAの代表のほか、金融機関や大学生にも参加をしていただき、ベイサイドビーチ坂にぎわい創出ワークショップを開催をし、様々なアイデアを出していただき、そのまとめを報告をいただきました。

報告いただいたアイデアの中から地域活性化のための物販施設整備を進めることとし、テナントとして国内最大手のアウトドアメーカーである株式会社モンベルを誘致をいたしたものでございます。

飲食テナントにつきましては、現在、最終の協議を迎えている状況でございますが、まずはこのたびの企業との連携や物販・飲食施設の整備を着実に行うことが、今、取り組むべきことと認識をいたしております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今、町長の答弁で、地元住民を巻き込んだ地域活性化の取組についてという問題がありました。平成28年度にまとめた報告書、あれからもう5年たつとりますよね。5年間の間の地域活性化のための住民を巻き込んだ形での取組というものが全くなされてないということがある思うんですよね。それで、実際には、この間のモンベルとの提携、協定の問題は新聞で見ました。それ以前は、モンベルが決まったというのが新聞でもあったんですけども、ほとんどベイサイドビーチについての情報が流れてこない。例えばどういう形のビーチにしていくのか、全体像とし

でも見えてこないんですけども、そこら辺の取組については、今から来年の海水浴のシーズンまでいうと1年足らずですけども、そこらの取組というのは、ただ町だけがやるのか、例えば地元民を巻き込んだ形でやっていくのかというのをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、申しましたように、平成28年ですか、ワークショップを開きまして、いろいろな方から御意見を頂いて、その集約したものを一応私のほうに出していただいたわけでございます。

その中で、一番はやはりにぎわいを創出するために物販施設、これがぜひとも必要だというのが第一に上がっておりました。これを何とか実現をしたいということで取り組んでまいったわけでありまして、あくまでも現時点では広島県の管理の施設でございます。それから、国の支援も頂かなければならない施設でもございます。

そういう中で、モンベルを誘致するために、今日まで、平成30年の災害の前からいろいろとモンベルさんのほうに折衝してきたわけでありまして、やっとモンベルさんのほうで坂町にも代表者が二度来ていただいて、現地を見、あるいは災害状況も把握しながら、復旧がなされたら、この地でモンベルさんのほうも進出をしてきて、アウトドアで坂町のにぎわいにも協力をしていきたいという、エコツーリズムというような言葉も使われておりましたけども、そういう形で貢献をしたいということで、今回、決定をしたわけでございます。

これから、先ほど申しましたように、県からの維持管理を委託をいただかないと、これは現実にならないわけでございます。今、そういうところを一生懸命取り組んできておりまして、ワークショップの中でもございましたけれども、物販施設とレストランはもちろんでございますけども、それ以外にもいろいろなものがございます。例えば、冬場には坂町の名産であるカキを活用したカキ小屋とか、それから、農業に従事をされておられる皆さんの農作物も販売できるようなコーナー等も設ける、これはワークショップからの提案でございますけども、あるいはまた、キャンプができるような場所もつくっていく、あるいはまた、バーベキューもできるような場所もつくっていく、そういうようなことも提案をいただいております。

そこらを、当面は物販施設とレストランをとにかく進めていくんだと。これから一つずつ段階的に肉づけをしていきまして、そしてまた、そういう面で地元の方からも御協力を頂きながら、官民挙げてこの施設を坂町の一つの発信の拠点となるような施

設にしていければということで、今、取り組んでおりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 確かに、今、官民を挙げてというような話があったんですが、いまだに町内に対しての、今の28年度にワークショップをやった以外に、町内に対しての働きかけというのはほとんどないわけですよ。これからどういう形で働きかけていくかということなんです。

それで、モンベルと飲食の業者が決まった。それ以外の、例えばさっき言われた農業関係とか漁業関係とかがありますよね。それとか特産品関係も含めてあると思うんですけども、そこら辺の、例えば地元の活性化ということになれば、モンベルとよその飲食業が活性化するんじゃなくて、やっぱり地元の商工業やら漁業やら農業も活性化していかにゃいけないと思うんですね。そこら辺の取組いうんですかね、それに対しての呼びかけとか、それをしないと、もう1年足らずですから、どういう形でほいじゃあ商品を扱っていくとか、販売していくかということも具体的に取り組んでいかにゃいけないと思うんですが、そこら辺は、例えば今、これは企画財政と産業建設でやりよるけども、どこが中心になって取り組んでいくんかということをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、現状では、私が言うのも変なんですけれども、一応、企業が進出してくるに当たっては、進出企業のトップと私が個別にいろいろ今までは交渉してきております。これから具体的な状況になれば、今、申されましたような、産業建設課、あるいは企画財政課等々も交えて、具体的な考え方を整理をしていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど申しましたように、念頭には、先ほど申しましたようなことを考えながら、全体的な施設整備をしていきたい。

それともう一点は、あくまでも県の施設でありますので、我々が坂町の都合で勝手に施設を運用していくというようなことは難しいと思いますので、そこらもしっかりその中で協議をしながら進めていきたいというふうな考えでありますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員）　ここの県から事務委託を受けるということなんですが、例えば、現在、海水浴シーズンについては、9時から19時営業で、あとは閉めると。その1か月以外は24時間開放というふうになりますよね。夏の期間だけ駐車料金を取っとるといふようなことがあるわけですよね。

今、海水浴の前後に約2週間ずつ閉鎖してますよね。そういったことは、例えば事務委託の中に入るのかどうかということですよね。それを例えば変えていくとかいうことができるのかどうかということです。

それから、そこらのことが、非常に今後の、例えば駐車場が有料になった場合に、物販施設とか飲食を利用したときに駐車料金をサービスしてもらえるんかどうとかという問題も出てくるだろうと思うんですよね。そこら辺の今の事務委託の中に、そういったところの管理の問題も入るんですかね。

○議長（川本英輔議員）　本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君）　お答えいたします。

まず、ベイサイドビーチの開園時間、あるいは夏季の営業時間等についてですが、こちらのほうは県からの事務委託の中に含まれてまいります。

今、実際には海開き前の前後2週間、閉じた後の2週間、サメよけネット等の片づけなどで閉鎖をされたりしております。そこらもまた事務委託を受けた後に、実際にネットを張られる委託業者さんとかとの御相談とかにもなろうかと思えます。

あと駐車場の有料とか無料とかいうお話もございました。こちらのほうも、今、実際は県の条例の中で料金のほうが規定されております。そこらは県と先ほどから事務委託の内容について調整をしているというふうに御答弁されております。そういった中での調整を行うようにしております。

ここらはまた出店されるモンベルさん、あるいはまた、飲食業さんがいらっしゃれば、そこらとも相談していかないといけないことだとは思っておりますので、そのあたりは御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員）　奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員）　そこらは早めにはっきりしないと、出店者も経営問題になってくると思うんで、そういったこともひとつ早めに決めていただきたいということと、それと、坂町のシンボルにするということなんで、さっき申しましたように、町長も

官民一体となってというような話があったんですが、やっぱり何か盛り上げ方が下手くそじゃないかと思うんですけども、やっぱり盛り上げていって、ベイサイドビーチ坂が坂町を象徴する施設になるということになれば、物販施設もさることながら、さっき報告にあって、キャンプ場とかなんとかいう問題がありますよね。だから、ビーチ全体の活用方法というものも考えていかにやいけんのんじゃないかと思うんですよね。ただ、今、物販で一生懸命走りよるけども、それ以外の活用方法、例えば亀石側に寄った空き地がありますよね。あそこは例えばオートキャンプするとか、キャンプするとか、それから、バーベキューについても、やっぱり今どきかるがなんかはバーベキューできるみたいなんで、バーベキューができるような施設とか、そういうようなものを考えていかにやいけんと思うんで、実際にそこを、物販は来年オープンするにして、そういったビーチ全体の活用について、例えばいつまでにそういうのを計画し、実現していくかというような計画についてはどうなんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 具体的にいつまでに云々ということはまだ定めてはおりません。ただ、先ほど言いましたように、物販施設とレストランにつきましては、できれば来年の海開きまでには、これもオープンできるように、今、鋭意整理をしておるところではございます。

そのほかにつきましては、一つ一つ肉づけをしていかなければなりませんし、それからまた、それもやはり財源が必要でございますので、その財源をどういう形で捻出していくかということも含めて、これから整理をしていきたいというふうに考えております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「藤之脇1号線道路改良工事の延伸を」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「藤之脇1号線道路改良工事の延伸を」の件について質問いたします。

小屋浦駅前の町道藤之脇1号線改良工事、延長約120メートルの幅員2メートルの狭い道路を4メートルに拡幅する工事の請負契約が締結され、工事が実施されることになりました。消防車や救急車などの緊急車両や一般車両が駅舎方向から通行することが可能となり、当地域の安全性や利便性の向上が大いに期待されております。

そこで、さらなる地域の利便性の向上を図るために、行き止まり道路をなくす環状道路網の整備が必要であります。それには、この道路と接続している東側の狭い町道及び排水溝の改良工事を行い、駅舎及び天地橋の両方向から出入りが可能となるよう改良工事の延伸を要望いたします。

町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「藤之脇1号線道路改良工事の延伸を」についてお答えをいたします。

藤之脇1号線道路改良工事は、JR小屋浦駅から呉側に向けて線路沿いにある水路部分を道路にして、現行2メートルの道路幅員を4メートルに拡幅することで、緊急車両等の進入が可能となるよう改良工事を行うものでございます。

御質問の、天地橋方面からの出入りが可能となる改良工事の延伸についてでございますが、今回、改良工事を行う区間は従前から計画してようやく実現に至ったもので、道路幅を4メートルに拡幅することで車両の進入が可能になり、地域の土地有効活用にもつながると認識をいたしております。

その先の道路計画につきましては、現在は空地もあるので、地域と行政が一体となって道路整備を進めていく機運が高まれば、前向きに対応を行ってまいります。

今後とも御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） ただいま町のほうから答弁を頂きましたが、答弁の中で、以前からこの計画を練って、進めてきたということなんですが、それにしてもちょっと残念な結果だと思うのが、行き止まりになつとるということですね。道路が行き止まりになつとるということは、有効活用が半減するわけですから、そういうように検討

を重ねてきたにしては、ちょっと残念な結果になったなと思って、今回の提案をさせてもらったんですが、この行き止まりになった経過というのは、どのようなことで、行き止まりで工事をやろうということになったんでしょうか、お聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

従前は終点部分のところにも家屋等がございまして、そのために、できる部分から道路の拡幅というものを考えておりました。特にここが一番端っこにつきましては、小屋浦駅の駅舎のフェンス等もございまして、まず、そこが一つ幅員が狭くなっておりまして、緊急車両、いわゆる車両そのものが入れない状況であったと。

二つ目が、そこから水路があって、これが道路が狭いために車両がまず出入りできないというこの2点が課題でございましたので、まず、その課題を解決するということが第一ということで、その計画をスタートさせたということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 事情は一応理解はさせてもらいました。

それで、今後の道路の計画について、現在、空地というか、空き地もあるというようなことで、そこを活用して道路を進めていこうというような計画をお持ちのようですが、この空地というのはどこの場所を言っとるんですかね。天地川沿いに被災しました家屋が撤去されておりますね、2軒ほど。そして、その上のほうには1軒ほどお住まいの方がおられますし、またその上は消防小屋になっとるわけですね。その筋のことを言われとるんですかね、この空地というのは。そこをお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

一番終点に走りまして、天地川の右岸側に空き地のほうが、今、ございます。こちらのほうを、今、考えております。議員がおっしゃられるように、手前の水路と道があるところもございます。道をもし造るんであれば、この2通りのどちらかを広げて進めるのかということも考えられる可能性がございます。そういったことも含めて、空き地を利用して、今後、考えていかないといけないのかなというふうには認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 延伸ですから、今ある狭い町道と側溝を使って、そうすれば、工事もスムーズにいくんじゃないかと思imasので、ぜひそういう方向で検討をお願いしたいと思うんですが。

ぜひこれは実現したいと私も思いますし、地域もそういうような要望がありますので、町長が、この前の質問のときにも、地域の要望があれば、行政も検討するというような答弁がありました。これを実現するのに、地域から要望書を出せば、検討してもらえるのか、どのような方法で地域の意見を反映すればよろしいんですか、そこをお聞きしたいんです。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 確かに地域からの要望を頂くということが一番だというふうに思います。それと同時に、やはり土地を利用するわけでありますので、地権者の協力ですね、これがないと難しいと思うんです。いろいろなことがございます。これまでも県道の整備にしましても、いろいろなことがやはり個々ございますので、それはそれとして仕方がないというふうにも思いますけども、全体として、そういう中でその地域をどういう形で道路を拡幅して、住家が建設できるような環境にするとか、いろいろなことがあろうと思います。そこらを地域の中でしっかりもんでいただきまして、そして、そういう中で、こういうふうにしたいから、町のほうでどういう施策が講じられるかというような御相談があれば、当然それには応じさせていただくと。できないは別にしまして、相談は受けさせていただくと、そういう思いで申し上げておるわけであります。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 今、答弁いただきましたが、しっかりと地域と協議しまして、要望させていただきまますので、その節はしっかりと検討していただきますようお願いします。

その結果、実現に向けて町のほうの検討をお願いしたいと思うんですが、そういう手続で地域のほうも進めていきますので、町のほうの検討もよろしくお聞きしたいと思うんですが、町のほうの答弁を、熱意いいますか、実現に向けての町のほうの考えをお聞きしたいんですが。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） これまでも申し上げておりますけども、一応、御要望いただくということではありますが、ルールでは区画整理事業とかミニ区画整理事業とかいろいろなことがあると思うんですね。そういう手法を活用しながら、地域全体の活性化を図っていくという考えでございますので、そこらを踏まえて御要望いただければ、要望内容を検討いたしまして、実現できることはしていきたいという思いでございます。

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「ベイサイドビーチ坂物販施設の進捗状況は」について質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「ベイサイドビーチ坂物販施設の進捗状況は」の件についてお伺いいたします。

令和元年6月定例会で、ベイサイドビーチ坂の物販施設の件で質問させていただきました。今年度中には物販施設が完成し、来年度にはオープンする運びとなり、明るいニュースが現実となってまいりました。

そんな中、見えてこないのが、一体どんな施設なのか、見えているのは、アウトドアの大手、株式会社モンベルの進出は聞いておりますが、設計、工事、オープンなど、素人の私が心配するまでのこともなく、箱物はモンベルの設計の下、進んでいるのだとは思いますが、町が関与できるのはどのあたりまで関与できるのか。

以前、植栽をし、自然の木陰をつくってはとの質問に、企画財政課長は、植栽については県と協議したいと答弁していますが、協議した内容はいかななものか。町民の明るい夢の一步だと思うが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂物販施設の進捗状況は」についてお答えをいたします。

ベイサイドビーチ坂の物販施設等整備につきましては、現在、施設の詳細設計を行っているところでございます。物販施設につきましては、コロナ禍によりアウトドア志向が高まっている中、前面の海、背後地の山、交通利便性の高い立地を活用し、シーカヤック、サップ、トレッキング等のスポーツプログラムが提供できる大手アウトドアメーカーである株式会社モンベルにテナントとして入っていただき、ベイサイドビーチ坂に繰り返し訪れるファンを開拓することにより、交流人口、関係人口の拡大を図る計画を進めております。

また、飲食施設につきましても、飲食事業者テナントとして入っていただくこととしておりますが、コロナ禍の中、誘致に日数を要している状況でございます。

御質問の、町が関与できるのはどのあたりまで関与できるのかにつきましては、施設内へのテレワークスペースの整備や外構など、町が必要とする施設を取り入れるなど、株式会社モンベルと協議をいたしながら実施設計を進めております。

施設整備後の管理につきましては、建物の管理は町が行い、運営はそれぞれの事業者に行っていただくこととなります。

また、ベイサイドビーチ坂の砂浜等の海域を除く部分の管理につきましては、来年度から事務委託を開始できるよう、県からの事務委託範囲等の内容を調整をいたしております。

御質問2点目の、自然の木陰をつくることの県との協議につきましては、現在、県とは物販・飲食施設建設に係る支障物件の撤去や事務委託の範囲を協議いたしており、施設全体のさらなる活用策につきましては、今後、協議することといたしております。

まずは、このたびの企業との連携や物販・飲食施設の整備を着実に行うことが、今、取り組むべきことと認識をいたしております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） このことに関しましては、先ほどの奥村議員も質問して、結構、私が聞きたいことも聞いてくださって、私の質問がなくなったんじゃないんかいというふうな感もいたしますけど、私が質問すれば1問になるんで、さっきの奥村議員さんの答弁の中から引用させていただきますと、箱物ができて、それから肉づけみたいなことを答弁の中でなさってましたけど、ちょっと違うんじゃないかなと。というのは、やはりアウトドアの最大手であるモンベル、アウトドア、ここの答弁でも頂きましたけど、やはり今、テレビを見ても、ぼっちキャンプとか、キャンプでホイホイいろいろテレビでどんどんやっています。

そんな中でモンベルさんが来てくれて、そういったアウトドア、後から肉づけするんでなくて、できるところは同時進行でいってもいいんじゃないかなというふうに私は思っとなるわけです。というのは、いい見本がごく隣のまちにあるわけですね。かるがですね。かるが、町長は恐らくバーベキューとかは行ってないんじゃないか。それとも、お孫さんがおったり、連れていったことがあるかどうかは知らんですけど、

あそこは木陰があり、そしてバーベキューできる施設もあり、そういうふうなんで結構楽しんでいるわけですよ。そういったいいものが隣に、遠くまで見に行かなくていいんですよ。すぐそこに模範となるべきものがあるわけで、それらをまねてもいいんです、いいところは。ですから、後から肉づけするんでなくて、できるところは同時進行して、オープンしたときには、そこも一緒にオープンできるようなお考えはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） かるがの海水浴場もございますけれども、また私のところの水尻ベイサイドビーチ坂、これは管理する、今は国土交通省になっておりますけれども、かるがは建設海岸でありまして、水尻は港湾海岸でありまして、旧運輸省の海岸になっております。そういう中で、いろいろ扱い方がちょっと違うんですよね。だから全てを一緒にはできないと思いますし、今、特にバーベキューの話が出ましたけれども、これは肉づけをしていくということをさっき申し上げましたけれども、例えばベイサイドビーチは現状では火気厳禁になつとるんですよね。そこらも、今、県と協議をしながら、今後、バーベキューの広場をつくれるようなことで、今、協議を進めておりますし、いろいろなハードルがございます。そこらを一つ一つ超えながら、その都度、そういうことが実現できるように進めていくという意味と、それともう一点、やはり財源をどういうふうに求めていくかということも大切だと思います。

ただ、坂町の単独費用でやればいいじゃないかということもあるかも分かりませんが、極力、やはり皆さんの税金を活用するということで、有利な仕組みをうまく取り入れられれば、それを取り入れて整備をしていくのも、やっぱり我々の行政側の使命だというふうに考えておりますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 今、説明いただいて、管理をしている管轄の違い、そういった思いで聞いたんですけど、今はもう結構物事が緩くなったりいうふうなことで、そういった役所関係もだんだんだんだん、自治体が言えば、そうかなと考えてくれると思うんで、そのところはぜひ早めに行動を起こしていただきたいと思います。

その行動ですが、2年前に植栽、やはり陰がないから、みんな午前中で暑うておられんと、前にも申しましたけど、午前中で帰っていくとか、やはり植栽いうのは早めにあれしてやらんと、野菜と違って、植えた、ハツカダイコンで二十日で採れるとい

うようなものじゃございません。やっぱり木が茂ってくるまでには何年かかかって、木陰ができる前にはかなりの年数がかかります。やっぱりそういったのも計画的にやって、それらも植えることは何ら、今の町長の答弁じゃないですけど、植えるためには何か規制があるんか、そうじゃないと思いますよ、あの陰にならないような木も植えとるわけですから。それらの代わりに、私ができる前に県の人とあれして、こういった木でなくて、陰ができるものをあれしたら、いや、枯れないですかねとかいうふうなことをおっしゃっておったのを思い出します。あのときに植えておけば、行き着いたのは、きっと大きな木陰になって、すばらしいものになってたと思うんですけど、枯れてもいいじゃないですか。やってみなきゃ、行き着かないですかねでなくて、やってみてやっぱり駄目だったな、ほかの木のほうが合うのかないうふうなことをあれして、そういった箱物だけいいものを造って、365日、そこが利用できるいうものでなくて、全体を一つとして見るためには、そういったいろんなものを着せてやっていかにかいけんのじゃないかと思います。

それで、前に企画財政課長、今、次長になっておられますが、協議、いい言葉ですね、逃げの答弁じゃないんか思ったりしますよ。いうのが、そのことに関してどういふふうな協議をしたとか、いやまだいう、その協議には触れられていないわけですよ。やっぱりそういうふうなのは、協議した内容も言って初めて協議したんであって、そのあたりは実際はどうなんでしょうか、協議いう。

○議長（川本英輔議員） 車地教育次長。

○教育次長（車地孝幸君） お答えいたします。

令和元年6月の本会議のほうで、大田議員さんのほうから御質問がありまして、木陰の御提案がありました。そのときに私の当時の答弁で、今の物販施設を建設のところの中で、県とどうしても、県の管理でありますんで、県と協議をする中で、そのような声があることは伝えさせていただきますということは確かに申し上げてございます。物販施設をベイサイドビーチ坂に協議をする中で、今の計画が水尻駅から亀石寄り、小屋浦方面に、今、建設、建てるようになっておりますが、以前、県との最初の協議は、もっと植田寄り、坂方面に建てるとありました。建物の場所が決まらない中で、そのほかの木陰を、木をとるか、その辺のことがまだ進みませんで、まずは建物の位置とかが決まらなないと話が進みませんので、それと次のことが、建物を建てるとなると、県と、先ほども町長の答弁がありましたけども、町のほうに管理を移さなくて

は建物を建てることができないという話になりまして、建物を建てるエリアを分割して、町が管理を受けるとか、その辺の協議もしてまいりました。ただ、部分的にこの区画だけを町が管理を受けるところは難しいということで、このたび、ベイサイドビーチ坂1.2キロ全体を県から事務委託を受けるような作業を進めました。

そういった経緯の中で、建物をどこに建てるか、建物を建てるところで、先ほど町の答弁ありましたけども、その中に、建てるところには電柱とか埋設物とかシャワーとかいろんな支障物件があります。そういった協議を進めてまいりまして、具体的には、木陰の協議まで行きつかなかったというのが事実でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） そこまで協議しとったんかいうふうな思いで、今、聞きましたけど、物が建って、物の周りだけ植栽するいう私は意味じゃなくて、あそこは1,200メートルの人工海浜ですよ。その箱物ができたところだけを木陰をつくるいうんでなくて、木陰いうのは、その場所、その場所、それだけの長い中で結構私は必要だと思うんです。パーゴラを造って、人工物の陰、自然の木の陰、下へ入って、皆さん、きっと全然違うんですよ、同じ陰でも。きっと夏場であつたら感じられると思うんですよ。やっぱりそういった中で、物ができなくても、そういった植栽しなさいとか提言をしてみたら、やっぱり県と協議したんであれば、ちょっと枯れるかどうか、そういったあれもあるんでしょうけど、実際、亀石側にはクスノキじゃないですけど、やっぱり青々としたのが駐車場と道路側には何本かあつて、結構茂つとるわけですよ。そういったものを植えて、そして、箱物ができたところだけでなく、そういったのをこれから県から移譲されてから、坂町がやるんであれば、そこらも早めに、前倒しじゃないですけど、やっぱり植栽するというのは、11月、12月の木が眠つとる間に植え替えるのがいいわけですから、そこらあたりも検討されて、できるんであれば、何か所かへちょっと植えてみるような、これから移譲されるんであれば、考えてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

植栽といいますか、木陰の提案のほうを頂きました。施設だけのところをちょっと言わせていただきますと、施設を建設するに当たりまして、先ほどから木陰が大事

だということで、今回の飲食を予定しておるところも藤棚のほうがございます。こちらのほうは、これを何とか生かして活用できないかということをご設計会社のほうとも協議をいたしておりまして、そこが残るといふふうには、今、設計のほうはなっている状況でございます。

新たに木を植えるということですが、今回の計画予定地の中にも何本か木のほうがございます。当然、こちらの木については切らざるを得ないわけでございます。こういったものも含めまして、代替というわけではないかも知れませんが、県のほうとそこらは新たに、また全体を見たときに、もう少し植えられないかというようなお話を持ちかけていってみようかとは思っていますので、その辺は御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「釜ヶ谷踏切登り口の急傾斜地対策の件で伺う」について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「釜ヶ谷踏切登り口の急傾斜地対策の件」でお伺いいたします。

最近の集中豪雨は線状降水帯という雨雲が1か所に数時間停滞することにより、時間雨量50ミリ以上の降雨量となり、停滞することにより大きな被害をもたらしております。

対策として、現在、住民にはハザードマップを各家庭に配布し、危険箇所の意識づけをしたり、危険情報や避難指示等の情報発信、また、国土強靱化推進により、崩壊箇所の修復や危険箇所の対策工事を進めたりし、安全・安心なまちづくりを進めております。

そうした中、標記横浜東二丁目の釜ヶ谷踏切登り口の急傾斜地が大雨のとき崩壊しないかいつも心配しております。急傾斜地付近の住民は状況に応じて避難している状況であり、車で下を通るときは、急に崩れてくるのではないかと心配しながら通行しております。

ここの急傾斜地は二十数年前に崩落し、対策しておりますが、まだ半分以上の急傾斜地が残り、ブルーシートもないが、横浜三部住民協からは対策要望を出しておりますが、いまだ手つかずの状況であります。

県の急傾斜地対策採択基準、傾斜30度以上、5軒以上の被害という採択基準もクリアしているのではないかと考えておりますが、国土強靱化対策を推進している状況とも併せ、町の今後の対応をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「釜ヶ谷踏切登り口の急傾斜地対策の件で何う」についてお答えをいたします。

急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県、町が実施する事業があり、県が実施する事業としては、斜面の直高10メートル以上、傾斜度30度以上、保全対象となる人家戸数は、被害想定区域内に含まれる公共施設等により、人家10戸以上、5戸以上等となっています。

また、町が実施する事業では、斜面の直高5メートル以上、傾斜度30度以上、保全対象人家は2戸以上等となっております。

御質問にある海望ヶ丘入口の急傾斜地への対策についてでございますが、当該箇所につきましては、平成25年度に横浜三部地区住民福祉協議会から要望を受けておりますが、当該箇所は切土、盛土、構造物の設置等人工の手が加わっている人工斜面であるため、自然斜面を対象とする急傾斜事業の実施はできない旨を回答いたしております。

また、国土強靱化対策を踏まえた町の今後の対応ですが、県事業としては令和3年4月に広島県が策定したひろしま砂防アクションプラン2021において、町内で3か所の急傾斜事業を実施をしていただくこととしております。

一方、町事業では、平成30年災害により、県が対策工事を行った箇所に隣接する斜面や崩壊のあった斜面、住民福祉協議会等から要望のあった箇所への対策を順次行っているところでございます。

御理解と御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ、今、回答を頂いたんですが、まず、平成25年に住民協から要望したときに、恐らく対策してくれ、それに対して、答弁にある人工斜面だから駄目ですという返事で来とるんだらう思います。それ、ちらっと聞いたことはあるんですが、私はそういうわけにいかないので、いろいろと聞いてみたいところもあるんで、今から質問させていただきます。

まず、ここの造成地なんですけど、背景として、多分、はっきりは分らないのですが、50年から60年前に造成されたものと思っております。私が小学生ぐらいのときですかね。ここにある人工斜面なら駄目よという話なんですけど、その後、質問にもありましたけど、今から20年くらい前ですかね、一部崩落しております。その当時、中さん、あそこ崩れたけん、町に寄附するけんというような話がありました。駄目よ、町は取ってくれるわけないじゃん、対策せんにやいけんのに。そんなんで、たまたまあそこが個人じゃなくて団体だったんで、多分、うまく個人が対策したというのはちょっと確認しております。

なぜそれを言ったかいうと、ずっと奥のほうから1か所、2か所と工事しとるんですね。こっちを工事したということは、今、残つとるところがすごく負担がかかってきよるんよね。一般的にそう思って間違いないと思います。要は、工事したところは割と強くなつとる。ただ、こっちはそのまま残つとるから、その上に、今、家が建つとります。それでちょっとやっぱり気になるなと思って、人工斜面だからといって、町のほうは手が出せんというような答弁にあったとおりです。

その辺で、ちょっと絡んで、もう少し聞いてみたいんですが、まず1点目、人工斜面で切土、盛土、構造物、どのあたりが切土で、どの辺が盛土で、どれが構造物に当たると、その辺をちょっとお聞きしたいんですが、ちょっと分かりにくいあれになるかも分らないんですが、1点目、それをお聞きします。こういうふうになつとるためいうてあるから、把握しとるんだらう思うんで、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

まず、切土、盛土、構造物等に関します切土からでございますけども、例えばの例で御説明いたします。

例えば住宅を建てる際に、後ろ側に山の斜面があるといたします。そうしますと、住宅を広く建てようと思えば、裏の山を当然削って建てることあるかと思えます。このように宅地を広げるためなどでいわゆる手を加えて、裏の斜面を切土した場合、これが切土の場合の典型的な例でございます。

次に、盛土の例ですけども、盛土につきましても同様に、土地を広げるために盛り土を下から行いまして、上側に建てる宅地の状況を広げると。これも人為の手が加わって造られた斜面でございます。これが盛土の例ということになるかと思えます。

次に、構造物の設置ですけれども、これも同じように、構造物をつくることで、いわゆる宅盤を広げるなどして例えばやった例がございます。よく見られますのが、石積みですかね、空石とかで石だけを積んだ例とかもあろうかと思えます。そういったのを積むことで、宅地の状況を、背面の宅地を広げたり、または前面の宅地を広げたり、そういった例があろうかと思えます。

こういったものが、今、おっしゃられました人工斜面のほうに該当するものというふうになっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 切土、盛土、そういう形で多分造成したんだろうと思いません。

当時のそういった造成の法律的なものはやっぱりクリアできたから、オーケーが出て、確かに問題はありました。ずっと、私、議員になって、あそこ、道路とか問題のある造成地域だというのは頭には残っております。

その当時は、一応、そういった法律をクリアしながらいったんじゃないかないうような気はするんですけど、今、新しく法律ができたとしても、その以前の法律をカバーするような法律じゃないと浮いてしまうんよね、そういうところ、昔やったぶんじゃけんいうあれだけじゃ。その辺はちょっと別の問題かも分かんませんが、ちょっと法律をつくって、以前はオーケーじゃった。新しゅうなった分でクリアできんとかいうような問題もようあるんで、ちょっとそれは気になっとるんですが、それはそれでたちまち町にどうのこうのいうてもしようがないかも分かん。

人工のもう一つの構造物、下側にブロックで護岸を造っとる、あれが該当するんかな思ったんじゃけど、要は崖をちいと崩れんようにするんじゃから、やっぱりあれは必要なんかな、精いっぱいやっとるんかの思ったんじゃけど、あれをやっとるがために、人工の斜面だという定義づけにされたんかないうのもちょっと思っております。それはそれで特に答弁を要求するもんじゃありません。

2番目にちょっとお聞きしたいのは、斜面の直高、それと傾斜度、それと人家戸数、あそこの急傾斜地は把握されとるとは思うんですが、この三つでいうたらどの数値になりますか、どれぐらいの数値に。ちょっと私らが何メートルあるかの、角度は何度かのいうのもあまり把握できんので、ちょっとその辺が分かったらお聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

当該地域一帯につきましては、箇所名、植田744地区ということで、令和2年3月26日に土砂災害警戒区域のほうに指定されてございます。ただ、こちらの警戒区域につきましては、周辺一帯の斜面を、全てつながるということで、かなり広範囲の斜面を基にデータのほうを出しております。ちなみに今の釜ヶ谷踏切り口付近の角度でございますけども、角度につきましては54度ぐらいでございます。斜面の高さにつきましては、直高で14.1メートルほどございます。人家戸数につきましては、ちょっとさっきも申しましたが、地域全体の地区全体ぐるっというような大きい形でちょっと出ておりますんで、戸数のほうはかなりたくさんの戸数に、20戸、30戸とは言わん戸数になっております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） はい、わかりました。やっぱりあそこ、質問にもありましたが、あっこを通るたんびにちょっと気持ちが悪いの思いながら通るのは通るんですよ。

また、上のほうの人が、今、石がぱらぱらぱらぱら落ちたり、木の葉の掃除、これもやっております。あんたらちゃんと避難しよるのと。たちまちどうのこうのいうてもあれだから、小さい、今、孫が帰ってきたときには避難するんですよというたりしよるんじゃけど、今の人工の斜面ということの基準、これは対策のほうの基準としてルール化されとるんだらうけど、ちょっとそれ、行政としては、法律じゃないじゃろけんね、これ、運用レベルのもんじゃろけん、これをかたくなに守るのもあれじゃけど、何かいい解決策はないもんなんですかね。いろいろな何とかやって、とにかく要は課題を解決するいうあれで、こうじゃけん駄目よというんじゃなくて、何かいい方法、答弁の後半のほうに、この辺がちょっといろいろ絡んでくるんかな思ったり、要は危険なところはやっぱり察知して、これが危険じゃから崩れるいうのがつかめんですよね、町も。

また、日本全部の、今の技術からして、この急傾斜崩れるよというような判断ができるようなのを、地というんかね、その辺が計算できたり、判定できるようなものがありゃ見やすいんですがね。その辺がない以上、やっぱり人が住んどるところ、危険

だねいうようなところ、また、ハザードマップでもしっかりレッドゾーンになっております。だから何か手を考えてもらいたくないという気がするんですが、いかがですか、町長。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど担当課長が答弁したとおりでございますけども、彼は御承知のように広島県の砂防課から来ておる若手のスペシャリストでございますんで、そういう面ではほぼルールにのっとった説明をしてくれておると思っておりますけども、確かに、おっしゃられるように、危険な場所でもありますし、もう一度、どうなるかは分かりませんが、一応、何かいい知恵はないかということで、県を通じて国のほうへも相談はさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） ちょっと安心したような気持ちにはなったんですが、例えば、最悪、あそこは、住居を移動するとかいう制度もできとるじゃないですか。あそこらに該当するんかの思ったり、ちょっとその辺も気になったんだけど、あっこのぼんぼんと3軒あるのかな。もう1軒、ちょっと増築いうか、1軒ほどちょっとあっこへ向いて、母親が亡くなって、増築みたいに家をつついたんよね。あのときにまだ県のほうが許可したいうんよね、それつついても。ほいじゃ、あそこらは本家課長がおる頃かも分からん、向こうへ。どうしてあれを許可したんかのと。住んでもええよということじゃろうから、安全だからいいという判断でやったんか、その辺はちょっと情報ないですかね。最後の質問になってしもうたが、本家課長、その辺をちょっと情報があればお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

情報というものはちょっと持つてはおらんのですが、土砂災害の特別警戒区域、警戒区域図を見る限りでは、今の家屋が建っていらっしゃるのが、上側の斜面の上部のところになろうかと思えます。そこにつきましては、今の警戒区域図等で見ますと、いわゆるイエローゾーン、警戒区域となっておりますので、そのあたり、土砂災害的な法的な制限がちょっとなかったんかなというような、これは推測でございますけども、そのように、今、思っているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 1番向田清一議員から「坂町営住宅などの空き家について」質問願います。

向田議員。

○1番（向田清一議員） 「坂町営住宅などの空き家について」御質問いたします。

坂町公営住宅の空き家が多いように見受けられます。坂広報8月号による町営住宅募集は、各地域で合計46戸と非常に空き部屋が多く、町財政のロスにもなっているのではないのでしょうか。

下記の点についてお伺いいたします。

一つ、いろいろな要因があつて入居に至っていないと思いますが、町当局はこの原因をどのように分析され、対策をどのようにしようと思つているのかお聞かせください。

相対的に家賃が高くて入居を控えているのではないかとも思われます。特に平成ヶ浜町営住宅は特定公共賃貸住宅と言われ、町外へ転出されている子育て世帯のUターンを促進し、若い世代の活性化を図るために設置されたと聞きます。また、共働き家庭で収入基準を超過した方を対象にすることで設置されたとも聞きます。それにしても家賃5万4千円から6万9,700円は高過ぎるのではないのでしょうか。少しでも引き下げて、入居促進、町の活性化を図る予定はないのでしょうか。

三つ、坂町営住宅、特定公共賃貸住宅などは、坂町営住宅設置及び管理条例で家賃の減免または徴収猶予ができるとなっています。この制度が今までどれほど実施されているか、各住宅ごとに実施件数をお聞かせください。

コロナ禍で生活に困窮されている方が多くいる中で、減免の広報活動も重要になっていると思います。対策をお聞かせください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町営住宅などの空き家について」にお答えをいたします。

御質問1点目の、入居に至っていない原因と対策についてでございますが、広報さか8月号で募集した46戸の空室のうち、大半の28戸は坂町有住宅であり、主な要因といたしましては、町内外における子育て世帯等の認知度が低いと認識をいたしております。このため、対策としてJRや国道31号の利用者の目に留まる入居者募集の懸垂幕の設置、町内企業への入居者募集チラシの配布、広島情報プラザへの広告等の広報活動を行っています。

御質問2点目の、平成ヶ浜町営住宅の家賃を少しでも引き下げて、入居促進、町の活性化を図る予定はないのかについてでございますが、平成ヶ浜町営住宅は、中堅所得者に対して賃貸住宅を供給する特定公共賃貸住宅として整備をいたしております。また、家賃につきましても、同程度の民間賃貸住宅と比較すると安価になっており、現行の家賃は妥当であるというふうに考えております。

御質問3点目の、各住宅ごとの家賃の減免または徴収猶予の実施件数でございますが、令和3年8月17日時点で、家賃の減免につきましては、ベイシティ坂で2件、平成ヶ浜住宅で255件、これは設置してからの延べ件数でございます。家賃の徴収猶予についての実績はございません。

また、コロナ禍で生活に困窮されている方への家賃減免の広報活動ですが、入居者の方への家賃徴収等に伺う際に、必要に応じて制度の啓発、説明を行っていきたくと思います。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 最初の質問ですが、めじろコーポこやうらの件で、空きが多いということで、広報活動を行っていきますということですが、実はあそこは5階建てで、非常に階段を上るのが大変だろうと思います。年寄りなんかは、国土交通省でも34条、54条で高齢者住宅の確保ということで、原則として当該建設の出入口における階に設置されるエレベーターを設置することというようなことも言われてます。そこらも含めて、何か見直す考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の御質問でございますけれども、従前の議会の一般質問でも、あるいはまた、全員協議会等でも議員さんからそのことにつきまして御質問等も頂いて、答弁をさせていただいておりますが、やはりあれが昭和57年ですかね、出来上がったのが、そういう建物でございますけれども、旧建築のものでございまして、1棟につき階段が4か所あるわけございまして、この3棟にエレベーターをつけるということになると、都合12基をつけなければならないということで、1個のエレベーターをつけるのに、私が伺っているのは、1基をつけるのに、難しい状況でございますので、8千万円ぐらいかかるということございまして、費用もたくさんかかるというようなことで、なかなか難しいということも答弁をさせていただいております。

また、将来的には、あそこも旧雇用促進事業団のほうから町のほうで町有住宅にするということで、あるいはまた、子育ての世帯の入居を促すためにするということが一応購入させていただいておまして、補助金適正化法、適化法というのがございませけれども、そのやっぱり制限がございまして、坂町が購入して、向こう10年間はその状態で使ってほしいというような条件で安価に購入させていただいておる経緯もございませ。

そういう中で、将来、小屋浦地区のいわゆる拠点となるような、そういう空間にしたいということも念頭に置きながら購入をさせてもらったわけがございませ。そこらも踏まえ、将来的な展望も、先ほども少し申し上げましたけれども、展望を踏まえ、これからどういうふうにも有効に活用させていただくか、あるいはまた、現在、入居されておられる方が、そういう折にはどういう形で入居者の対策を講じていくか、そこらも含めて全体的な検討をしていきたいというふうにも、今、考えておるところがございませ。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 了解しました。十分検討していただくようお願いいたします。

続いて2件目ですが、家賃が高いのではないのでしょうかという件について、現行の家賃が妥当であると言われてます。この件については、ちょっと上から目線じゃないだろうかと思っております。

平成ヶ浜住宅でアンケートを取ってみました。回収率が40%だったのですが、5点にわたって質問しました。低過ぎる、妥当な家賃、ちょっと高過ぎる、高過ぎる、高過ぎて生活できないということで、低過ぎるという人は誰もおりませんでした。妥当な家賃というのが12.5%、ちょっと高過ぎる18.8%、高過ぎる31.3%、高過ぎて生活できない25%です。高過ぎる、高過ぎて生活できないという人が50%を超してるんですね。

それで、ほいじゃあどうしましょうかということで、生活できないので下げてほしいという方が25%です。できることなら下げてほしいという方が56.3%です。妥当な額だという方は一人もおりませんでした。

それで、意見も書いてもらいましたが、ちょっと読み上げてみます。家賃が高過ぎて生活ができない。生活できないので引き下げてほしいという方がおりましたので、

この方の意見です。子供が3人おり、妻も子育て中のため、一馬力で生活しています。家賃が下がれば、より生活が楽になるので、ぜひお願いしたいです。

2番目に、年収では相応なのだと思うが、月々の収入が不安定で、現在、育休中で無収入なので、貯金を崩して生活している。子供に残すことも難しい状況なので減額してほしい。

三つ目に、生活できないので引き下げて。せめてシングル世帯だけでも家賃は収入に見合った額にしてほしい。

次に、家賃が高過ぎる。できることなら引き下げてほしいという方の声を言います。

県営の方でも年収が上の方や共働きである程度稼いでいて、余裕のある暮らしをされているような家庭もあります。様々な事情がある現在、一馬力でかつかつの生活を送っているこちらからすると、正直、家賃の違いに驚きます。今年は子供が増えて、少し家賃が下がりました。8万3千円近く払っていた去年は本当にしんどかったそうです。今でもそうですが、改善していただければ幸いです。

もう一件、この方は防犯モニターもつけてほしいと言っていますが、子供がいてお金がかかるので、もう少し家賃を下げしてほしい。近隣家賃と同等の家賃を払っているので、子育て支援住宅という意味合いからも、近傍より低家賃でお願いしたいです。

もう一件、町営なのに高いと思う。引っ越しする人が多いのもよく分かるという声が言われています。

この件についての町当局の回答をもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

特定公共賃貸住宅もそうでございますけども、公営住宅につきましては、公営住宅法に基づいて、各収入段階、収入、あるいは現状の立地している位置、あるいは年数等に応じて家賃のほうは算出してございます。しかりまして、こちらの今回の特定公共賃貸住宅につきましても、本来であれば、双方、例えば共働きであれば、本来、公営旧宅としては低廉な家賃で低所得者層に対して家屋を提供するというのが目的でございますけども、そうではなくて、ある程度、収入がある方になりますと、今度は逆に町営住宅には入居できないということになってまいります。このために、ある程度の所得がある方に対しての入居ができるようにしたのが、この特定公共賃貸住宅でございます。

したがいまして、先ほどの収入の感じでいきますと、収入区分の中でも、全体の例で255件というふうに減額した例を申し上げましたけども、本来であれば、当初契約したとき、その家賃でいくんですけども、その代わり年度年度でやはり収入が変動することもございます。そこらを考慮して、収入階層に合わせまして家賃のほうは設定してございます。

当然、そういった家賃が高いとか、なかなか生活が成り立たないというのはあろうかとは思いますが、町営の住宅、特公賃の住宅の上としては、今現在のものが妥当ではないかと。これは先ほどちょっとお話が出ました近傍同種家賃、本来の民間の住宅であれば、同じ程度であれば、これだけの家賃になりますのに比べても、そこは安価になっておりますので、これ自体は妥当だというふうに考えておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時07分）

（再開 午後 2時18分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 減免の件について、平成ヶ浜住宅で225件の減免をやっているということなのですが、過去10年前から、このことは家賃が高いと言われて、いろいろ議員さんをお願いしたり、個別面談も集会所に来ていただいて相談させていただいたこともありました。問題はこの減免が家賃の、今、家賃が六万何がしから7万ちょっとまでの間での減免なのか、それとも、減免ができるということは書いてあるんですが、第17条をちょっと読みます。町長は、毎年、入居者の所得や特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して、法で定める方法による入居者負担額を決定するものとなっているんですが、これでは具体的に何%減免するかというのがはっきりしません。それで、県営住宅の場合は、減免基準及び取扱要領というのがあって、大体生活保護の1.3倍を基準に、10%から70%の減免があります。例えば6万円の家賃だったら、さぶろく18で家賃が1万8千円まで下がる

わけですね。そういう制度なんですけど、坂町では減免基準いうのをどういうふうにやっているのか、ちょっと具体的に開示してもらいたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

減免基準につきましては、これは取扱要綱の中で定めております。その中では、生活保護を受けているときでありますとか、収入が著しく低額であるときなど、まず対象とするケースのほうを定めております。

それから、収入につきましていろいろな証明書等を頂きまして、それらの証明に基づいて減額のほうを行うようにしております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分）

（再開 午後 2時22分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 県営住宅と一緒に減免ということでよろしいのでしょうか。

それともう一点、先ほどアンケートで言った8万3千円の家賃を払ってるという方がいらっしゃったんですが、どうしてこういう高い家賃になったのか、そこら辺もちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えします。

個人の事情までのほうは把握はちょっとできておりませんが、まず、所得のほうやはり両者の共働きかシングルかはちょっと分かりかねますけども、そこらの割り出したことによりますいわゆる政令月収の額が基準表の外にいらっしゃると。つまり高額な所得をされているということから、近傍同種の家賃、先ほど申しました同程度の建物が建った場合の民間の相当の家賃、それでいきますと、それプラス駐車料金とかそういったものも込みで言われているのではないかというふうに思っておるんですけども、駐車料金等も含めて8万3千円というようなことになっているんじゃない

かと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 最後になりましたが、減免基準は、だから70%までは減免がされるということで理解してよろしいのでしょうか。

それともう一点、減免のことについて。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時24分）

（再開 午後 2時24分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○1番（向田清一議員） 減免の範囲ですが、収入によって何%から何%まで坂町は減免しているかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 本家課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

先ほども家賃に対しましては減免の基準となるケースがございますという回答をさせていただきました。その中で、ケースがそれぞれございますけども、およそ10%から30%に相当する額について減免することといたしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「自転車保険条例を制定しては」について質問願います。

柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 「自転車保険条例を制定しては」の件で質問させていただきます。

自転車の利用に自転車保険の加入を義務化する条例を制定する自治体が全国的に増えております。背景には新型コロナ感染拡大の影響で密を避けた移動や外出自粛による運動不足の解消などを目的とした自転車の使用も増えていると言われております。

本町においては坂の多いまちとの異名があり、学生など若い加害者と高齢者など被

害者との事故も大いに考えられます。本町でも保険加入を義務づける条例制定をしてはいかがでしょうか。

事故が起きた場合には高額な賠償の支払いを命じる判決が後を絶たない事例が多くなっております。掛け金も年間1,300円程度が主流とされており、加入促進が図られるのではないのでしょうか。

町民から「どういう保険に入っていかわからない」とも聞かれています。行政が前向きに高齢者の自損事故と被害者になる場合の保護と加害者になった場合のために早急に対応をお願いしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「自転車保険条例を制定しては」の件についてお答えをいたします。

まず、自転車は子供から高齢者まで誰もが利用できる身近な乗り物で、環境に優しく、健康によいことなどから多くの方が利用されております。

一方で、自転車と歩行者の関係する交通事故が毎年発生をいたしております。

御質問の、自転車利用者の保険加入を義務づける条例を坂町で制定してはいかがでしょうかにつきましては、令和3年4月時点で22都道府県で義務化、10道県で努力義務化する条例が公布されております。

広島県におきましては、広島県自転車の活用の推進及び安全で適切な利用の促進に関する条例検討委員会を設置をし、令和3年1月に第1回会議を開催するなど、県下一円を対象区域とした条例の制定に向け、現在、検討を進めているところであることから、町独自の条例制定は現在のところ考えておりません。

また、どういう保険に入っていかわからないにつきましては、自転車保険は自動車保険や火災保険に付随されたもの、TSマーク附帯保険などの自転車に特化したものなど、皆様の多種多様なニーズに応じたものとなっており、それぞれの状況に応じて選んでいただく必要がございます。

今後、広島県で検討されている条例の制定を踏まえ、町としての取組を検討いたします。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） タイミングがよかったと申しませうか、一般質問をしたか

いがあつたと思います。

広島県が条例制定を考えているとの答弁がございました。ただ、いつ制定になるかわかりませんが、例えばこういうことが私もちよっと分からんので聞くんですが、県条例ができるまで、坂町でつくってはどうかと思うんですけども、その意味では、思い立ったが吉日、待つ間に大変な事故が起こるものです。坂町が県より先に条例制定して損にはならんし、むしろ県の協力を得て、同等の条例をつくって実施すれば、町民も県も喜ぶのではないかと思うんです。つまり、県条例ができた後には、坂町条例は廃止すればどうか、こういうことができるかどうかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

町内外に自転車で移動することはできます、簡単に。坂町から隣の町とかに行くことは簡単にできます。そういうことも考えますと、広域的にこういう制度は取り組む必要があるかと思います。そのため、やっぱり広島県と坂町が連携して進めていくべきだと私は考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時31分）

（再開 午後 2時32分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） すみません。町独自に条例の制定につきましてでございますが、今、県が制定に向けて取り組んでいるところでございまして、じゃあ坂町で今からつくりますいうても、日数もかなりの時間もかかりまして、県より遅くなるかとは思いますが、ですから、坂町で単独で動くということは考えておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） この県の条例ということで、義務化を進める条例、義務化いう

ことに関してちょっと確認します。

県の条例は本当の義務化ということの条例制定をしようとしていると思うんですけども、例えば先ほど答弁の中に一応ありましたけども、国交省による30年度の調査では、義務化をうたった自治体22都道府県ですか、これが約6割の人が保険に入ったということなんですね。条例がなかったり努力義務にとどめる自治体10道県については、たしか4割の加入率だったということなんですね。そういう調査結果があるんですけども、義務化にしたら浸透度が増すと言われてはいるんですが、やはり県は義務化を前提に考えておられるかどうかの情報が入ってますか。確認です。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

先ほどの22都道府県、10道県につきましては、義務化、努力義務化というのがありますけども、広島県がこれを義務化にするか努力義務化にするかという情報はまだ入っておりません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） いろいろとええ方向に進んでますので、最後の質問にさせていただきます。

具体的に広島県が検討委員会、今、つくってからやっているよということで、ええ方向なんですけども、この条例制定後のまちの運営方法いうのを伺いたいと思うんですが、例えば今のいろいろな新聞情報によれば、義務化ということで条例が出来上がった暁には、加入についてかなり民生委員の皆様の協力をもらったり、あるいは高齢者の見守り係に託したり、あるいは愛知県のあるまちではヘルメットの購入費用を半額補助したりしてるということで、かなり全町的な動きをしてるような形になってます、新聞情報では。一応、こういうようなことをある程度考えて、やっぱり義務化を盛り上げていかなきゃいけないと思うんですが、どのように考えられてますか。

○議長（川本英輔議員） 窪野課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えいたします。

今、広島県で検討されております広島県自転車の活用の推進及び安全で適切な利用の促進に関する条例検討委員会でございますが、これから条例が制定されるに当たりまして、自転車の保険だけの条例ではなく、その保険も含めた自転車の安全運転とか

も加わったものの条例制定ということになります。

ですから、今、言われましたヘルメットとかそういった安全面もいろんなものを網羅した条例ができるものと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時36分）

（再開 午後 2時37分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 議案第47号「令和2年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第48号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第49号「令和2年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第50号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第51号「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、日程第2、議案第47号から日程第6、議案第51号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第47号「令和2年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第48号「令和2年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和2年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「令和2年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「令和2年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出

決算の認定について」、一括して御説明を申し上げます。

令和2年度の一般会計決算は、新型コロナウイルス感染症対策に経費を要したことに加え、町税も減収となる中、国・県支出金の活用や普通交付税の増額などにより、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の173ページをお開きください。

歳入総額95億5,081万8,355円、歳出総額87億8,578万3,450円、歳入歳出差引額7億6,503万4,905円となり、翌年度へ繰り越すべき財源4億9,803万2,900円を控除した実質収支額は2億6,700万2,005円になりました。

前年度に比べ、歳入決算額は9億3,219万6,340円の減、率にして8.9%の減となり、歳出決算額は11億6,785万2,648円の減、率にして11.7%の減となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明を申し上げます。

15ページの町税は21億5,186万2,832円で、前年度に比べ1億4,147万101円の減、率にして6.2%の減となりました。また、徴収率は97.2%となっております。

21ページの地方交付税は9億3,992万2千円で、前年度に比べ1,309万3千円の減、率にして1.4%の減となりました。

25ページからの国庫支出金は、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業などの実施により27億9,142万8,652円となり、43ページの諸収入では、建物災害共済保険金、国庫支出金過年度収入など、9億1,304万2,563円となりました。

51ページの町債は、臨時財政対策債、災害復旧債など、10億62万6千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明申し上げます。

総務費では、61ページの財政管理費が、財政調整基金積立金などにより7億2,857万120円、73ページの特別定額給付金給付事業費が、特別定額給付金などにより13億1,180万6,434円となっております。

民生費では、85ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などにより4億4,480

万8,815円、95ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより5億3,872万1,140円となっております。

衛生費では、109ページの塵芥処理費が、資源ごみ等ストックヤード建設工事などにより、繰越明許分を含め2億9,811万8,991円となっております。

土木費では、121ページの道路新設改良費が、社会資本道路整備事業、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許分を含め1億4,558万5,467円、127ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により2億2,151万4千円、公園費が、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許分を含め3億1,598万2,334円となっております。

教育費では、141ページの小学校費及び147ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ6億8,308万7,409円となっております。

災害復旧費では、平成30年7月豪雨の復旧工事費などにより、167ページの道路橋梁災害復旧費が、繰越明許及び事故繰越分を含め9,353万3,100円となっております。

169ページの公債費は5億9,931万4,679円で、町債元金の繰上償還の実施により、前年度に比べ47.4%の増となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

201ページをお開きください。

歳入総額12億8,654万9,585円、歳出総額11億9,115万5,726円、実質収支額9,539万3,859円となっております。前年度に比べ、歳入決算額は9,294万7,434円の減、率にして6.7%の減となり、歳出総額は1億5,190万4,164円の減、率にして11.3%の減となっております。

歳入では、183ページの国民健康保険税が2億1,853万9,843円で、前年度に比べ0.4%の増となっております。

歳出では、191ページの保険給付費が8億8,137万2,093円で、前年度に比べ9.5%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

221ページをお開きください。

歳入総額6億1,471万5,138円、歳出総額6億425万4,074円、翌年

度へ繰り越すべき財源 3 万 2 千円を控除した実質収支額は 1, 0 4 2 万 9, 0 6 4 円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は 2, 2 3 7 万 3, 6 2 4 円の減、率にして 3. 5 % の減となり、歳出決算額は 1, 7 0 6 万 3, 2 6 5 円の減、率にして 2. 7 % の減となっております。

歳入では、2 0 9 ページの公共下水道使用料が 2 億 4, 9 6 0 万 9, 7 7 6 円で、前年度に比べ 2. 8 % の減となっております。

歳出では、2 1 7 ページの公債費が 4 億 1, 7 4 2 万 6, 0 0 9 円で、前年度に比べ 0. 2 % の増となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

2 4 9 ページをお開きください。

歳入総額 1 3 億 2, 3 1 7 万 7, 6 6 1 円、歳出総額 1 2 億 8, 3 4 8 万 3, 5 4 6 円、実質収支額 3, 9 6 9 万 4, 1 1 5 円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は 8 5 2 万 4, 6 7 7 円の減、率にして 0. 6 % の減となり、歳出決算額は 3, 7 0 3 万 6, 9 8 6 円の減、率にして 2. 8 % の減となっております。

歳入では、2 2 9 ページの保険料が 2 億 5, 6 6 1 万 6, 5 2 3 円で、前年度に比べ 0. 6 % の減となっております。

歳出では、2 3 7 ページの保険給付費が 1 1 億 8, 3 6 7 万 8, 9 2 8 円で、前年度に比べ 2. 9 % の減となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

2 6 3 ページをお開きください。

歳入総額 1 億 8, 1 7 0 万 6, 0 9 5 円、歳出総額 1 億 8, 0 7 4 万 2, 7 2 3 円、実質収支額 9 6 万 3, 3 7 2 円となっております。

前年度に比べ、歳入決算額は 1, 4 5 4 万 5, 0 2 1 円の増、率にして 8. 7 % の増となり、歳出決算額は 1, 4 6 4 万 8, 6 6 2 円の増、率にして 8. 8 % の増となっております。

歳入では、2 5 7 ページの後期高齢者医療保険料が 1 億 3, 9 0 2 万 5, 5 2 2 円で、前年度に比べ 7. 9 % の増となっております。

歳出では、2 6 1 ページの後期高齢者医療広域連合納付金が 1 億 7, 9 2 9 万 3, 2

77円で、前年度に比べ8.8%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から、財源の年度間調整に留意をしつつ、多様な行政需要に対処してまいりたい所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、令和2年度坂町決算審査意見書について、監査委員から報告を求めます。

奥村監査委員。

○5番（奥村富士雄議員） 令和2年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年度一般会計、国民健康保険事業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係証書類を審査した結果、次のとおり意見を報告します。

審査は、代表監査委員である野村哲朗氏及び私、奥村富士雄の2人で実施いたしました。

審査した期間は、令和3年6月28日から8月5日までの審査実施日数につきましては11日間でした。

審査の着眼点として、計数の確認について、決算と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に誤りがないかどうかについて確認を行いました。

2、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しましては、事業が予算計上目的に沿って合法的、効果的かつ経済的に執行されているか、会計事務は関係法規等に準拠して適正になされているか、財産の管理は適正に行われているかについて審査を行いました。

なお、豪雨災害関連事業及び新型コロナウイルス感染対応事業について、特段の注意を払って審査を行いました。

審査の結果、財政収支は一般会計及び各特別会計とも黒字決算となっており、配分された予算は予算目的に沿って適正かつ効率的に執行され、所期の目的を達成しているものと認められます。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明及び報告を終わります。

お諮りします。

議案第47号から議案第51号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長及び監査委員を除き委員の定数を10人とする令和2年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、本件は令和2年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和2年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長の私と監査委員の奥村議員を除く、1番向田議員、2番安竹議員、3番光岡議員、4番主枝議員、6番柚木議員、7番出下議員、8番瀧野議員、9番大田議員、10番中議員、11番中川議員の10名を指名します。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和2年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時57分)

(再開 午後 2時57分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に中川議員、副委員長に瀧野議員が選任されました。

また、審査日程は、9月3日と9月6日の2日間に決定をいたしましたので、よろ

しくお願いをいたします。

本日はこれをもって散会といたします。

再開は、9月7日午後1時の予定といたしております。

お疲れさまでした。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起 立）

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

（散会 午後2時59分）